

第九十四回国会 参議院社会労働委員会会議録第六号

昭和五十六年四月九日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

三月二十五日

対馬 孝且君

補欠選任
丸谷 金保君

三月二十六日

関口 恵造君

補欠選任
石破 二朗君
松浦 功君

三月二十七日

田代由紀男君

補欠選任
関口 恵造君
田代由紀男君

三月二十八日

松浦 功君

補欠選任
野呂田芳成君

三月三十日

関口 恵造君

補欠選任
関口 恵造君

四月六日

野呂田芳成君

補欠選任
小笠原貞子君

四月七日

小笠原貞子君

補欠選任
松尾 官平君

四月九日

森下 泰君

補欠選任
片山 基市君

出席者は左のとおり。

委員長

片山 基市君

理事

委員

遠藤 政夫君

佐々木 満君

高杉 勉忠君

小平 芳平君

石本 茂君

斎藤 十朗君

関口 恵造君

田代由紀男君

田中 正巳君

松尾 官平君

丸茂 重貞君

丸谷 金保君

安恒 良一君

香脱タケ子君

柄谷 道一君

前島英三郎君

藤尾 正行君

谷口 隆志君

吉本 実君

関 英夫君

加藤 孝君

森 英良君

今藤 省三君

山田 隆夫君

山口 泰夫君

国務大臣
労働大臣

政府委員

労働大臣官房長

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局長

本日の会議に付した案件
○雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤尾労働大臣。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま議題となりました雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

雇用関係の給付金につきましては、それぞれの時代ごとの必要に応じ積み重ねられてまいりました。

たが、その結果、現在においてはその種類が百を超えるという複雑多岐にわたるものとなっております。これを整理統合し、わかりやすいものとするのが急務となっております。また、今後の重要な課題である高年齢者の雇用の延長の促進、高年齢者、心身障害者その他の就職が特に困難な者の雇用機会の増大等を進めていく上で、雇用関係各種給付金がこれらの重要課題に即して十分に活用され効果の上がるものとなるよう、その体系、内容の充実を図ることがきわめて重要となっております。

このような観点から、先般、中央職業安定審議会その他の関係審議会から、今後の雇用関係各種給付金等のあり方について建議等がなされたところであり、政府といたしましては、関係審議会の建議等に基づき、複雑多岐にわたる給付金を統合するとともに、これら給付金等の整備充実を図ることとし、ここに雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案として提案いたしました次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一は、雇用保険法の一部改正であります。

雇用保険法においては、失業の予防、雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発向上のための事業の一環として各種の給付金制度を設けておりますが、これら給付金の整備充実を図ることとしております。

その一は、雇用安定事業について、高年齢者、心身障害者その他の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、それらの者を雇い入れる事業主に対して必要な助成及び援助の事業を行うこととするほか、失業の予防のための事業を整備充実することです。

その二は、雇用改善事業について、高年齢者の雇用の延長を促進するため、定年の引き上げ、定

年に達した者の再雇用等を行う事業主に対して必要な助成及び援助の事業を行うこととするものであります。

その三は、能力開発事業について、労働者の職業生活の全期間を通じてその能力の開発向上を促進するため、段階的かつ体系的な事業内職業訓練計画に基づく職業訓練を行う事業主等に対して必要な助成及び援助を行うこととするものであります。

第二は、駐留軍関係離職者等臨時措置法その他特定の離職者に関する特別法の一部改正であります。

駐留軍関係離職者等の特定の離職者につきましては、その有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するための給付金制度がそれぞれの特別法に基づき別々に設けられておりますが、根拠法を統一し、わかりやすいものとするため、これらの給付金はすべて雇用対策法の規定に基づき支給するものとするとしております。

第三は、雇用促進事業団法の一部改正であります。

雇用促進事業団の業務について、定年の引き上げ等を促進するため、新たに、高年齢者の作業を容易にするため必要な施設の設置等に要する資金の貸し付けの業務を行うこととしております。ほか、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度等の改善に伴い所要の整備を行うこととしております。

以上、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(片山基市君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(片山基市君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、森下泰君が委員を辞任され、その補欠として松尾官平君が選任されました。

○委員長(片山基市君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安恒良一君 私、ただいま議題となりました雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案について、以下の質問をしたいと思っております。

まず第一に、御承知のように五十四年八月の十日に第四次雇用対策基本計画が決定をされておりますし、また新経済社会七カ年計画が策定をされております。そういう中におきまして、八〇年代前半における完全失業率の問題とか有効求人倍率問題等もおおよそ計量的に計算をされておりました。私がこれらのものを読む限りにおきまして、大体八〇年代前半、八五年といいますが、それらから有効求人倍率一・〇に近い水準というふうにはほぼ計画は策定をされていると思っておりますが、私は最近の雇用情勢の急速な悪化、これは御承知のように二月の雇用情勢について完全失業者百三十五万人、総理府の発表、労働省の発表等がございます。

こういうような観点から考えまして、果たして八〇年代前半における雇用情勢、特に最近の非常に急速に雇用情勢が悪化をしている中で、これが計画どおりにいくのだろうかどうだろうか。どうも私は、残念ながらわが国の八〇年代前半は、大体完全失業者は百二十万から百三十万ぐらいのところをずっと維持をするんではないだろうか。また失業率も、残念ながら二％を割るということとはばないんじゃないだろうか、場合によると少し悪くなりはないかなと、こういう実はこの八〇年代前半の雇用状況を、私は私なりに、いろ

いろ政府がいままで発表されました諸統計資料を見ながら考えるわけであります。

そういう点について、まず雇用情勢全体について八〇年代前半、まあことは八一年でありまして八五年ぐらいまでの展望と、今回のこの法律案の関係についてそれらをどのように勘案をして、どのように今回の法律案について——法律案の中心についてはいま大臣から御説明がございましたから——こたえていこうとされているのか、まずその二つについてお考えをお聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(関英夫君) 八〇年代前半の今後の雇用情勢をどう見るべきかということがまず第一点だと思っておりますが、先生御指摘の雇用対策基本計画あるいは新経済社会七カ年計画におきまして、政府といたしまして一応の計画を立てておるところでございます。まして、経済成長率を五％強のところまで考えていけば、八五年ごろには完全失業率で一・七％程度と、求人倍率でおおよそ一倍と、こういう状態に持っていけるんじゃないかと一応の想定をいたしておるところでございます。ただ、その後におきまして雇用、失業構造といいますが、そういうものの変化も先生の御指摘のようにあるわけでございまして、想定いたしましたよりも、たとえば女子の労働市場への進出が進むとか、あるいは予想以上に高齢化がスピードを速めていくとか、いろいろな点がございますが、そういう点につきましては毎年毎年フォローアップをいたしながら、何とかこの計画で持っている目標に向けて、今後努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

の他特定の求職者の雇用の促進、そういうことにできる限り重点を置いて、この給付金制度が活用されるようなことを考えていきたいと、こういう意図を持って今回の法案の作成に当たったところでございます。

○安恒良一君 問題は、私は二つ聞いているわけですね。八五年度には何とか持っていきたいと、こう言われていますから、たとえば新経済計画で経済成長率五・五％ということですが、去年は四・八％、ことしの政府原案は五・三なんですね。その五・三すら問題がいろいろ出てきているわけで、ですから私はとも八五年までに、平均して五・五％の経済成長があれば結構なことですが、いわゆる石油問題一つを考えましても、また貿易摩擦一つを考えましても、そう簡単に五・五％程度の経済成長率は残念ながら私は困難だといふふうに、こう見えています。ですから、いまそのことよりも——あなたは、それは毎年毎年これはフォローアップしていくということでありまして、一番いま問題になるのは、今回の法律を改正すると直ちにこれは適用をしていくわけでありまして、衆議院でこれを議論したときと違って、かなり雇用情勢が急速に悪化ということが総理府並びに労働省自体の発表にもあるわけですね。でありますから、あなたたち自身が警戒水域と判断をして調整金の弾力的支給などについても通達を出されているわけですから、それと今度の改正との関係について私はお聞きをしているわけでありまして、持っていきたいということといけるということとは違うわけなんですよ。ですから、一応政府としては計画を出すと、土壇場になるまで、あああの計画は誤りでしたと言わない。たとえば物価でもそうですよ。六・四と言って七と言つて、私たちは早々と七・八になるんじゃないかとか言っておったのを、やっと最近になって七・八を認めていると。自分が一遍計画を立てると、なかなかその途中から計画がむずかしくなつても私はそういう場合には大胆に、計画がむずかしくなればフォローアップするものはしていか

きやならぬと思いますが、まあそのことを論争しようとはききょうは思っていないが、いわゆる雇用情勢の急速な悪化と、こういうのが……。

それで、しかも私はどうもききょうは経企庁来てもらおうと思ったんですが、四十分しかありませんから来てもらいせんでしたが、ここのところの景気情勢についてききょうの日経新聞もいろいろ四一六の経済見通しについて専門的に詳しく、どうもこの状況さらに続くだろうと、こういうことなんですよ。ですから、当初在庫調整なんか、たとえば一三にできるじゃないかと四一六にできるじゃないかと言ったけれども、もう四一六なんかできっこないこと明らかですね。じゃ、その次の四半期にできるかと言ったら、それもどうも非常にむずかしいと、こういうことにききょうの日本経済新聞が主要業種全体の分析をしています。

こういうことから言いますと、いわゆる公共事業の崩壊しというのはありますが、残念ながら産業全体の景気というのは、相当景気が上向いてくるのが遅くなると、こういうことになりまして、雇用情勢の急速な悪化という状態がさらにこじは続くというふうに思いますが、そこらはどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(藤尾正行君) 御指摘の問題は、非常に重要な国際間との関連を持っておりまして、国際経済の趨勢をよく見てみなければならぬわけでございますが、大体アメリカもヨーロッパもことし、つまり私どもの五十六年度といえるものの、もうすでに前半から少しその兆しを見せておるわけでございますけれども、OECDの統計、見通し、そういったものによりまして、本年度の後半にはヨーロッパあるいはアメリカの景気は上昇に転ずるであろうということで、その指標も多少出てきておるわけでございます。でございますから、そういった関連から見えてまいりました、私も日本経済の趨勢を拝見をいたしまして、私も五・三％の経済目標を立て、そうしてそれに対する雇用といえるものを考えてい

くわけでございますけれども、御指摘のとおり、昨年の暮れから私も恐らく適正水準に近づいていくであろうと思っております。在庫の調整が御指摘のとおりでございますが、一三月の期待、それが四一六月になり、いま御指摘のように、業種によりましてはそれが七一九に延びていくであろう、そういった傾向もないではないわけでございます。

したがって、そういった傾向に對しまして私ども政府といたしましては、御案内のとおり総合経済政策といえるものを去る三月十七日に決定をし、そうしてその中にもそういった傾向があるということとともかくも私どもは腹の底に入れます、雇用対策の面で雇用調整給付金制度を積極的に活用していかねければ、私どもの雇用の安定を期していくわけにはいかぬじゃないかというところで、そのこと自体を、政策内容の中の一つの重要な柱として採用をいたしましたわけでございます。

○安倍良一君 いや、経済論争をしているわけじゃないんですよ。経済論争は大臣はごく一部だと言われるけれども、これ主要業種ほとんどだと書いてあるんですからね。あなたよりもこっちの方がやっぱり専門ですからね、経済。ですから、そんな論争きょうこでしてはいるわけじゃない。私は雇用問題に問題をしぼって、そういう中で見通しを聞いているわけじゃないんですよ。たとえば、調整金の弾力支給などというところは思い切ったというところをするのか。どうも私は四一六だけじゃない、九月から以降にもまだずっとこれはずれ込むだろうと、ほとんどこう書いてあるわけですからね。これかなり専門記者が一生懸命分析して、そういう状況にあるわけですから、そこでたとえば調整金の弾力支給などというところについてどういう中身でどのように今日のこれからの四月から六月、秋にかけてのいわゆる雇用情勢の急速な悪化に對処されようとしているのか、このことを聞いています。

○政府委員(関英夫君) 現在、雇用調整給付金制

度の運用に当たりましては、業種の実態に即応してできる限り積極的に認定するというような形で活用を図ってきたところでございまして、業種のとおり方あるいは地域的な限定、そういうことまでもいたしまして必要に応じて指定を毎月毎月やってきております。

今後におきましても、各都道府県に指示をいたしまして地域別、業種別の雇用失業情勢を的確に把握して、早期に私どもへの連絡をとるよう特に指示をいたしております。そういった情勢に基づきまして、また、関係業界あるいは関係省庁と密接に連絡いたしまして、この雇用調整給付金制度をできる限り活用していこうというふうに考えているところでございます。

○安倍良一君 どうも大変抽象的ですが、時間が四十十分しかありませんから、これ以上突っ込むのやめておきます。

そこで、まずお聞きしたいんですが、やはり私は雇用情勢を、いわゆる完全雇用に近い状態に近づけるためには、一つはわが国における定年制の延長と時間短縮の問題をかねがね取り上げて論争をしているわけですが、そこでききょうは同じことを聞こうと思つてるわけじゃないんです。六十年来に達成します、うまくいっていますと、こういう話がいつもあるわけですから。

私がお聞きしたいのは、わが国の労働者の雇用状況の中で、いわゆる労働組合が組織されているところが約千二百万ないし千三百万と言われている、それから労働組合が組織されていないところが二千七百万、これが今日の現状です。そういう状況の中で、いわゆる雇用された労働者の定年の延長がどういふふうになっているのか。それから時間短縮はどういふふうになっているのか。それからこれをひとつ数字的に教えていただきたい。でないと、それらを込みにして、たとえば定年が六十歳以上がすでに約四九％ですかになったとか、こういう説明をいつも聞いていますが、込みではなくして、私はやはり正確にそれがうまいかどうかどう

かというのは、なぜかと言うと、あなたたちは労働者の話し合いによつてこれは進めていくように行政指導を誘導するところではないですか。ところが、労働組合のあるところはそういう意向を受けてどんどん話し合いが進むと思いますが、労働組合のないところはなかなか進まないわけですよ。ですから、定年延長状況がいわゆる労働組合のあるところとないところ、それから時間短縮の総労働時間労働組合のあるところの時間が年間幾らか。それから、労働組合のない約二千七百万と言われている労働者の年間総労働時間が幾らか、このことについてちょっと説明してください。

○政府委員(関英夫君) 定年の現状については申し上げたいと思いますが、現在、定年延長の状況を把握しております統計をいたしましては、一月一日現在で行います雇用管理調査、こういったものでやっておりますが、この調査は九大産業に属する常用労働者三十人以上の民間企業から七千企業を抽出してやっております。

ただ、御指摘のような労働者ベースでの集計といったようなものは従来やっております。それからまた、労働組合の有無別の調査というものもやっております。それが現状でございます。

○安倍良一君 私は、大臣、それはぜひ早急に調査をしていただいて、それに基づいた対策——それはなぜかという、この前も大臣とやりとりしまして、私はたとえばアメリカ等における高年齢を理由とする解雇制限法をつくったかどうかというところを提起したんですが、いや、あくまでも行政で誘導していくと、最近特に六十歳定年がふえているじゃないかと、そうすると、ある一定の段階になると加速度的にうまいいって六十年には六十歳になるだろうと、こう言われているんですよ。ところが、いま局長が言われた統計資料を私も持って中身を拝見していますが、最近六十歳定年がどつと進んだのは、私鉄、鉄鋼、電機等々の労働組合が組織をされ、労使の話し合いの中で進んだものが統計に入ってきてますから、いわゆる

率はぱつと上がっているわけですよ。

ところが大臣、二千七百万という未組織の労働者がおるわけですね、労働組合がないんですから。そういうところのことをそのままにしておつて、あなたたちがおっしゃるように六十年になったら定年制は六十歳になる、これからいわゆる時間短縮もおおむね欧米水準に向けることができる、こういうことには現実にはならないわけです。ですから、やっぱり調査の仕方、統計のとり方にいろいろ問題がある。

でありますから、少なくとも労働省ともあろうものが未組織の労働者がどういう定年の延長状況になっているのかとか、もしくは時間短縮がどのような形で進んでいるのかということを調べられないまま、トータルでいゆるうまくいっている、うまくいっているということでは私はいけないと思う。ですから、いま調査がないことを幾ら言ってもしょうがありませんから、私は一遍、本当にこれから低経済成長の中において政策的に誘導して時間短縮もやっという、定年も延長していいこうというなら、そのところをまず調査をされて、それに基づいた適切な施策というものが無いと、六十年になってみたら何のことはない、うまくいかなかった、こういうことになりはしないかと思いますが、大臣そういう点についてどうお考えになるか、調査していただけますか。

○国務大臣(藤尾正行君) いま御指摘の問題は非常に大きな問題で、私どもがその調査に手をつけていなかった、これを調査をして対策を打つべきではないかという御指摘は私はそのとおりだと思います。だから、これはやらせます。

しかしながら、御案内のとおり、いまの雇用の実態といえまするものを考えてみましても、大企業等におきましては、卒業期に若い方々をどんどん入社させることができる。ところが組織をされないような中小企業、特に零細企業におきましては、そういった若い方々の労働力の導入がなかなか困難である。こういうところで当然必要とする労働力といえまするものは、中高年齢の導入とい

う以外にない。現状見てみましても、中小企業
の、小さな零細の方向にかなり高年齢者層のお働
ぎといえますものをいただいております、そういう
例が多いわけでございます。

これは実態を調査しておりますから、いま先生からそれじゃどれだけでできているんだと、こう言われれば私もその応答に困りますけれども、これは調査いたしますから、そのうちに御回答できるかもしれませんけれども、そういう一つの傾向というものを考えてみまして、なおかつ、零細、中小の企業が伸びていけるためにはこういった方々に存在をし、発展をしていただくなければならぬわけでございますから、そこには当然、その延長といたしまして、時間短縮の方はこれ問題がまた別にあるかもしれませんけれども、定年制度の方は、多少とも私もが考えておりますようにわりあい容易な展開が開けてくるんじゃないか、そういう気が私にはいたしております。

○安恒良一君 お互いに感じて物を言うとなんな印象になるかもわかりませんが、私は、労働省の統計資料の中でも、きょういただいている資料なんかでも、たとえば年齢階層別有効求人倍率の推移などというのも後で議論にしようと思っていただいておりますけれども、いま申し上げたような観点の調査というのはほとんどないんですよ。ですから、たとえばいま大臣は、中小企業には中

高年齢がよい働いておる、大企業の方が少ないという点なんかも、じゃ、具体的な数字で、こういうふうに現実には安恒君になっておるじゃないかとおっしゃれば私は納得できますが、感じで物を言われてもいけないわけですから、ですから私は、

これより時間ありませんからこれ以上議論をしようにとも思いませんが、少なくとも、いわゆる第四次雇用対策基本計画や新経済社会七カ年計画を達成をしていく、そのことが雇用情勢を安定をし、いま関さんが言われたようなことにするために、一番おくられているところにメスを入れなければならぬ、そしてそれが一番早い達成率は、私は、一つは定年の延長であるし、時間短縮だと思

うんです、ここまで来ますと。そうしますと、その場合に、未組織の約二千七百万と言われている中小零細企業で働いている労働者のところの時間短縮は進むし、定年延長が進めば、大企業は大体ほとんど最近このところ、もう定年延長についてすべて話し合いが済んでいるわけですから、そういう政策誘導がきちんとされなければなりません。それがためには、基本的な資料がない限り幾ら論争しても論争になりませんから、このことはぜひひとつ調査をしてほしいと思います。

そこで、具体的中身にひとつ入っていきま
す。中高年齢者雇用開発給付金の四十五歳から六
十五歳を今回は五十五歳から六十五歳にする、こ
ういう点で衆議院でもかなり論争になっています
ね。私は手元に、きのう労働省に要求しまして、
「年齢階層別有効求人倍率の推移」を見ましたと
きに、直ちに私は中高年齢はこれは高年齢とい
うことになるんですか、五十五は高年齢と言えるか
どうかわかりませんが、引き上げられる理由がわ
からないわけです。現在の、ずっとここに私は、
年齢階層別の有効求人倍率の推移表を、一番新し
いので五十五年のをいただいています。私は、
やはりちょっとこのところはまだ時期尚早じゃ
ないんだろうかと。これは衆議院でも同僚委員か
らかなり問題になっていますが、いまさっき申し
上げましたように、雇用情勢の急速な悪化、しか

もどうもことしは残念ながら百二、三十万ということですと推移していく、もうちょっと悪くなるかもわからない、そういう状況。それから、現行における年齢階層別有効求人倍率の推移表を見ましても、直ちにこれを、五十五歳から今回の法

改正によつて六十五歳に開発給付金の支給対象の年齢を設定するという点については時期尚早じゃないかと思いますが、その点どうですか。

○説明員(守屋孝一君) 今回、中高年齢者の雇用開発給付金を改めて特定求職者の雇用開発助成金といたしました際に、この年齢を切る点、これは審議会等でも私どもも相当詰めた議論をやっております。

そこで一つは、基本的な考え方としては、いままでありました中高年の雇用開発給付金は、これはやはり何といましても臨時緊急時の対策であったということであります。

そこで、この中高年の雇用開発給付金それ自体につきましても、これは先生御承知と思います。最初はこの給付金ができましたときは、やはり五十五歳以上を対象にして二分の一助成で、たしかあれば三カ月だったと思いますが、それがそのうち六カ月になり、やがて一年になり、その間

に四十五歳の人も入ってきた。これはある意味では、そのときどきの雇用失業情勢の態様に応じまして、弾力的といえますか、そのときどきに合せて運用してきたわけでありす。今回、この中高年の雇用開発給付金はこの六月七日でもって廃止することとしておりますが、これにかわるという意味では、ございませんで、いままでありましたいろいろなこういう雇用奨励金、これは実は五分の四助成という中高年の雇用開発給付金と違ひまして、月額一万五千円程度という非常に低い助成金であったわけであります、そのときにも、これはすべての労働者が雇用される場合に出すというのではありませんで、特定の手帳持ちであるとか、あるいは五十五歳以上の人にその程度の額が出されておったというわけでありす。

そこで私どもは、今回まず、この臨時緊急的な

中高年の雇用開発給付金をここでやめるという意味におきましても、まず四十五歳というのでなくて五十五歳というところからスタートして、後は、特に同じように雇用の困難な方々、身体障害者であるとか、あるいは寡婦の方とか、あるいは

同和对策対象地域住民の方々、こういう社会的あるいは身体的にある意味でのハンデを背負って就職が困難という方については特段の措置を講じよう、また、五十五歳とすべての人をするわけじゃございませんで、特定の政策の中で、犠牲者と言うと語弊があるかもしれませんが、たとえば炭鉱離職者とか、こういう方々について、特別法がある方々についてはこれは四十五歳まで持っていこ

うよ、こういう考え方でございます。

それともう一点は、やはり何といいたしましても、年齢別の求人求職倍率をごらんいただきますと、確かに、四十五から五十四歳のあたり、それより前に比べれば悪いことは悪いんでありますが、格段とぐんと落ちるのは実は五十五歳以上であります。若干数字を申し上げますと、四十五から

○安恒良一君 時間がないから……。

○説明員(守屋孝一君) そういう状況でございます。緊急時にはまたそれなりに対応を考えてまいりたいというように考えております。

○安恒良一君 資料をもらっているから……。

大臣、たとえば、いま言われたんですが、いまの数字は五十四年で〇・六八が五十五年は〇・六四ですね、有効求人倍率が。五十歳から五十四歳が〇・五一が〇・五一ということ、それに加えて、雇用情勢がどうも悪化してきて、その状況が一時的な現象じゃなくて、残念ながらこしも続きそう、こういうことなんです。私はこのところはぜひひとつ、もう一遍よく御検討しておいていただきたいと思ひます。

時間があるから、そこでも次に聞きたいんですが、どうもこの中で、私がずっと法律を讀んでいきますと、三つぐらい法律を通した後、政令もしくは関係審議会の意見を聞いて決めるということがあります。そこはどことどこですか。それからどの程度の議論をしているんですか。それをまず整理して聞かして欲しい。でないと、この法律に賛成するに当たって、そのところをきちっとしておかないと困りますから、ひとつ、三つの点について聞かして欲しい。

○説明員(守屋孝一君) まず一つは、雇用調整給付金につきましては、景気変動の場合の業種指定と、企業転換の場合の業種指定の基準が現在違っております。現在、景気変動の場合の業種指定の基準は、簡単に言いますと、業界につきまして生産の落ち込みが一〇%を超える場合、こういうことになっております。私どもは、これは高度経済

成長期におきましてはなるほどそういうことでよかったかと思ひますが、最近の経済の動きからいいますと一〇%というのは高からうと。そこでこれをどこまで落とすかというところでございまして、一つの目安は五%にするかどうか、あるいは七%ぐらいいとめるかというところでございまして、この辺がまだ審議会で煮詰めておりませんので、審議会マターという話を衆議院でしておたわけでございます。

それからもう一点は、臨時緊急時にける特定求職者の雇用開発助成金の話でありまして、これもいろいろな段階があるわけでありまして、また延ばす——ただ単に率を上げるとか対象者をふやすとか、どれか一つをやるといふのでなくて、これはやる方法は三通りぐらいいあります。ですから、どういう段階でどれを活用するかというの、このこれまた審議会マターになっておる問題でございます。

それからあともう一つは、現在の継続雇用奨励金、これが今度高齢者の雇用確保助成金と変わるわけでありまして、この問題点は、六十歳以上についての継続雇用というのをどういう範囲を継続雇用と考えるか。同一企業の中でなきやいかぬのか、子会社の場合は考えるか、たとえば連結決算で出てくるような会社まではいいかどうかというの、これはまだ議論が煮詰まっていない、この辺はすべて審議会マターで考えさせてほしいということでありまして。

○安恒良一君 大臣、お聞きのとおり審議会で煮詰まっていらないからということと、それとそれまででなく、いま言われた三点、この法律の中身にとつてかなり重要なところなんです。ですから、私はこの次からお願ひしておきたいんですが、たとえば一〇%と言われた。一〇%は問題があるから私はやっぱり下げるべきだと思ひますし、私どもも言ったら、やはり五%なら五%ぐらいいにやるべきだという意見を持つているんです。ところが、肝心なそういうところは全部、私も資料として各審議会の答申をいただ

いて見ていますが、審議会ではそこまでは議論ができなくてこの次と、こうなっております。そして法律改正だけお持ちになるわけですね。しかし、国会というのはこういう問題については最高のいわゆる権限を持っているところですから、できるだけそういうものは法律の中できちっとするものはする、もしくは法律事項じゃなくて政令事項であってもこういうことにしたいと思ひます。この法律が通ったら、こういうことを明らかにして、一部修正すること、こういうことに審議をぜひ進めたいと思ひます。ですから、今回はやむを得ませんが、これからこの種の法律を国会に出してくださるときには、まあそういうことでないと思ひますが、一番ずいやり方は、もうもめそうなどころは全部審議会マターにして本法だけ通して、そして後で審議会の中で適当にやる、それは三者構成だからいいじゃないかということに、こういう問題ではなるかもわかりませんけれども、私はやっぱりそういうやり方はよくないと思ひます。ですから、これは私の意見として、今回はいま言われたとおり、私もこの法律と読み、衆議院の議論を讀んでみますと、そういう肝心なところがいよいよいずれ審議会マターと、こういうことになっていく。少しの考え方はいま聞かせてもらいましたけれども、審議会マターになりますと、なかなかここで私どもが突っ込んで、いま守屋さんが言った以上のことは言ううと今度は審議会からしかられますと、こういう隠れみのになるわけですね。しかし、私ども国会で責任を持つてこの法律を決めていく以上は、ポイントになるところはやっぱり審議会マターにしないようにぜひ今後はやってもらいたいと思ひますが、大臣どうですか。いま三点説明されてよくわかりになったと思ひます。

○国務大臣(尾崎正行君) 包括いたしました。ただいま御指摘のとおり、私どもは隠れみのに審議会を使つておるわけではございませんので、この法律の趣旨からいいますと、その実効を上げるためにやつていかなきゃならぬことをやつていかなきゃならぬ。その場合に、残念ながらいままでの審議会の速度がそこまで行かなかった、それが残っちゃった、こういうことでやむを得ずやういふことにしておるわけでございます。これは私にはありがたいことでございます。国会の権威から考えてみまして、そういうことを決める際にはきちっとその折り目筋目を立てたものにしていく、私は当然のことだろと思ひます。そこで、これは当然委員長初め委員の皆様方十二分に御感得でございますから、そういうものは国会の意思といたしまして強い附帯決議等々で、そちらの方向に行くんだということをお示しをいただきます。その筋道を踏んで私どもが行けますようなそういう措置をとつていただきます。私が、私どももいたしましては、審議会に隠れるというようないやうなやり方をしない行政の展開ができるんじゃないかと、かように思ひますので、この点はひとつ委員長にもお願ひを申し上げまして、私どもに指針を与えていただきますことをお願ひを逆にして申し上げます。

○安恒良一君 あと三分しかありませんから、二つ聞きますから同時に答えを願ひたいと思ひますが、まず、特定求職者雇用開発助成金について、これ衆議院でかなりやりとりがあつていますが、緊急時には特例措置をやる、こう言つていいます。その特例措置は何を基準にするかというの、失業率とか中高年齢の求人倍率とか、こういうことをいろいろ言われていますが、たとえば失業率がこうなつたときというその中身が、衆議院では時間の関係があつたかどうかは知りませんが、論議されていません。その考え方をひとつ聞かせてください。

それから第二の問題は、御承知のようにこのところ連日のように行政改革問題が新聞で議論されておりますが、私は今回、これだけ非常に百あつたのが三分の一になりますから、その意味から言つたひとつの行政改革だと思ひます。そうしますと手続もかなり簡素化してくると思ひますから、こ

○丸谷金保君 そうすると、その次にある定年延長奨励金というのが六十一年度に廃止になった場合には、ここに一本になると、それまでは二本立てでいくと、こういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(関英夫君) 定年延長奨励金を六十一年度に廃止いたしますのは、六十年度までに六十歳定年を一般化する、これを私ももう至上命令としてとにかく実現したい。したがって、六十年度以降については六十歳までの定年延長というのはもう奨励すべき対象ではないと、そういう意味で廃止する。しかし、六十歳以上の定年延長というものは、その後も促進していかねばなりません。が、定年延長一本やりで六十歳以上対策をやることは、ちょっと無理があるんじゃないか。定年延長だけでなく、勤務延長とか、あるいはその他嘱託制度とか、いろんな形が多様化して出てくるであろう。そういうものも含めて定年延長ももちろん、それ以外の多様化した形も含めて、この新しい助成金で助成していこう。したがって、六十歳以上の定年延長ももちろんこの対象として助成するわけでございます。

○丸谷金保君 そうしますと、この制度自体は、一つの枠組みをつくった事業者のみ今後は当たるということになっていくわけですね。これらのあれですか、新しい制度に移行する場合の要綱とかそういうふうなものは、もうすでにできておるんでございますか。

○説明員(守屋孝一君) これはいま御審議いただいております法律が、いずれ参議院本会議で成立しました際には、先ほども安恒委員からお話が出ておりましたような、ああいう審議会でその大組みをさらにもう一遍固めぬといかぬわけでございます。というのは、われわれ、これは審議院に諮問せずにそのままやってしまうというわけにはいきませんから、これは必ず諮問いたします。ただ、じゃ考え方としてはどうかと言われると、大体これはもうすでにこの部分は安定審議会の建議の方にその結論が出ております。したがって、そ

れを私も思案中に実行していきたいということでございます。決してこれは審議院を隠れみのにしていまお話をしようということではございません。

○丸谷金保君 そうすると、これは参議院の調査室の方で、この建議案が出てきておりますが、これは尊重すると。そうして要綱はこれの意見を十分尊重してつくと、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

○説明員(守屋孝一君) おっしゃるとおりでございます。

○丸谷金保君 ただ、この高年者の場合、制度にしますとね。制度にしても、非常に私はいままで不思議に思っていることがあるんです。総理府の調査室ですか、統計局か——総理府統計局、おいでになっておりますね。

大体いままでお聞きしておりますと、こうしたいろんな政策を組み立てていく場合の基本になるのは、総理府統計局の数字だというふうに承っております。ところが、私たち地方におりまして、なかなかそういう調査を受けたことがないんです。地方自治体で、この仕組みはお伺いしますと、何か抜き出してやるということなんです。一体その仕方がいままで正確を期するといふうなことに自信を持ってお答えできるのか、ちょっとそこら辺をひとつ御説明願いたいと思うんです。

○説明員(山田隆夫君) 総理府統計局ではいろいろな調査をやっております。国勢調査のような大規模な調査でございますというところ、県それから市町村、調査員というふうに市町村を通じて調査をするということをやっておりますが、労働力調査のような場合は、これは毎月毎月の全国の動きを調べるといふことでございまして、やはり抄本調査でやる。抄本調査でございまして、これは数も少なくなりますので、市町村を全部調査するといふことはございせんので、県が直接調査員を雇って調査をするということをやっております。が、しかしその調査いたしておりますのは、全国

を代表するように理論的に考えまして、三万三千世帯、七万二千人を調査しているわけでございまして、市町村といましては約三千ございまして、けれども、三分の一の一千市町村を調査しております。そういうことで大体私もしましては、全体の動きを代表するようには選んでいるといふふうに考えております。

○丸谷金保君 ランダムでとられるんだろうと思ひますけれども、たとえばこの労働力調査の要綱拝見しました。ここに申告義務者というのがあるんです。一体この申告義務者には罰則があるんですか、申告しなかった場合、どうなんです、これらは。

○説明員(山田隆夫君) 国の指定統計調査として調査を実施しております。統計法によりまして、もしその理由なくして拒否をすれば罰則は適用されるということになります。

○丸谷金保君 具体的に、この労働力調査に協力しないといふことで、罰則の適用を受けた場合があれば御説明願いたい、それからまた、その罰則の上限といふんですか、重い方の上限はどこまであるんでしょうか。

○説明員(山田隆夫君) 具体的には、実は統計法を引用いたしまして調査を拒否された方を処罰したということはないんです。

私も統計調査を実施する場合において、罰則を適用して必ずしも正しい調査ができるとは思っておりません。むしろ拒否をされるような方がおりました場合には、この調査の重要性を説得いたしまして協力していただくようにいふふうに努力いたしております。

○丸谷金保君 あの上限……

○説明員(山田隆夫君) 実は統計法に要件は書いておりますけれども、たしか罰金が幾らというふうになつておりますが、私、実は細いことをいま記憶しておりませんので、もし御必要であれば後ほど資料を提出したいと思ひます。

○丸谷金保君 ちょっとね、おたくが統計法上の罰則の上限を知らないんですか、それはちょっと

おかしいですよ。そんな答弁じゃちょっと納得できないですね。

実は私は、この統計調査員にいろいろ聞いたんですが、罰則のあることを知っているかを三人にきのう電話ですつと聞いたんです。だれもいないんですよ、仕方がない、やっていると感ぜないんです、みんな。ですから、いまはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○説明員(山田隆夫君) 統計法にはつきりと罰則のことは書いておりますが、はつきりと、実は手元に統計法を持ってきておりませんのでお答えできないといふことでございまして、たしか罰金幾らというふうなことに書いておつたといふふうに記憶しておりますのでございまして。

○丸谷金保君 終わるまでに……それは統計法の法律くらいないんですか、だれも持っていないの……こんなことじゃ審議できないですよ。これ、いまのはすぐあれてください。

それで先に進みますけれども、実はこの中で私が非常に前から疑問に思つていたことなんです。課長、ちょっといってもらふと困るんですが、この労働力調査、これについてランダムでとるんですが、一体勉強会というのか、今度はおたくがその地域に当たったからこういうふうにしてちゃんとやってくださいというふうなことは、都道府県で多分やっていると思うんですが、どのようなシステムでやっておりますか。

○説明員(山田隆夫君) 市町村を選定いたしました場合に、県の方にこの市町村が当たりましたのでよろしくいふことと、それから該当いたしました市町村に対して、直接総理府統計局長の名で調査に御助力くださるよういふことをお願いしております。

○丸谷金保君 それで、この中で新聞等でもことしの失業者、特に最近また急激にふえてきたと、雇用状況悪化したといふふうな新聞報道が行われておりますけれども、この失業者のとり方なんです、六十を過ぎた高年齢者の場合の失業者のとり方はどういふとり方になります。

○説明員(山田隆夫君) 年齢別ということで特に調査をすることではございませんで、国勢調査の調査区を選定いたしまして、大体国勢調査の調査区は五十世帯を基準としてつくっておりますが、その中から三分の一ぐらいの世帯をランダムに抜きまして、その世帯の十五歳以上の方について就業の動向を聞くことをやっております。

○丸谷金保君 十五歳以上はわかるんです、ここにありますが。問題は、そのうち失業者の中で高齢者、いわゆる六十以上の方が残っているか、それとも一つは、六十以上のお年寄りを失業者の対象とする調査方法なんです。たとえば寝たきり老人はどうなんだとか、これは失業者に入らないとか、どこまでを限度として就業可能能力として調査対象にするのか、これがはっきりしませんと、本当の意味で労働政策としての高年者の対策というのは出てこないと思いますんで、そこら辺をどのように取り扱っているかお伺いしたいと思います。

○説明員(山田隆夫君) 失業者と申しますのは、働く能力がありまして、そして働く意思を持っていて仕事を探しておられる方が失業者でございますので、

〔委員長退席、理事高杉勉忠君着席〕
したがって、働く能力があつて、意思があつて仕事を探しておると、そしていま就くことができれば、これはみなその年齢にかかわらず失業者となるわけでございます……。

○丸谷金保君 ちょっと時間があれたんでちょっといいわ。
○理事(高杉勉忠君) 準備して。

○丸谷金保君 私、総理府統計局にしつこく聞くのは、労働省側に聞くと、統計は総理府のものを援用していますということなのでどうしても聞かざるを得ないんですが、労働大臣、どうなんですか、

〔理事高杉勉忠君退席、委員長着席〕
労働省として別途にそれぞれの政策立案のため、あるいは失業者の数、内閣統計局では百五十

万とか百二十七万とか言いますね。これ以外の調査を別にやられているんですか、どうなんです。

○政府委員(関英夫君) 失業者数につきましては、私も総理府でやっていたのであります。労働力調査、これをひとつの指標として、それを見ながらその意味するところをくみ取りつつ、私どもが独自に私どもの行政の上で、たとえば求職者数がどう動いているか、求人数がどう動いているか、あるいは雇用保険の受給者数がどう動いているか、こういうものとあわせてみながら、雇用失業情勢を判断しつつ雇用政策を行っていくというようなことをやっておりますのでございます。

それから、先ほどたとえ六十歳以上の方の失業率のお話しございましたが、寝たきり老人という方々には当然労働力には入らないというふうに考えております。

○丸谷金保君 寝たきり老人は当然入らないというところの例として私出したんで、入ると思つて出したわけじゃないんです。これは入らないでしようという意味なんです。

そうしますと、総理府の統計局の出す労働力調査の数字、これを読みながら労働省としては眼光紙背に徹して別にやっておられるというふうに受けていいんですか、どうなんです。

○政府委員(関英夫君) 先ほど申し上げましたように、雇用保険の受給者の状況、こういうものは私も直接わかるわけでございます。それと求人求職の状況、そういうものと照らし合わせて全体の判断をいたしておると、こういうことでございまして。

○丸谷金保君 そういう大変心強い御答弁いただいたんで、引き続きその問題でお伺いするんですが、それじゃ六十歳以上の失業者数というのは労働省ではどういうふうに押さえておられるか、何名というふうに。

○政府委員(関英夫君) 年齢別の労働力調査によります失業者数でございますが、たとえば五十四年では六十から六十四歳の失業者数が九万、六十五歳以上が四万、合わせて十三万でございます。

五十五年もこれはくしくも全く同じでございます。六十から六十四歳層で九万、六十五歳以上で四万、合わせて十三万でございます。

○丸谷金保君 大臣、いま数字お聞きになったと思いますが、私が冒頭申し上げました高年齢者の問題を制度的に、政策的にとらえる場合に数字が大事だというのはこんなんです。やっぱり統計局の数字を下敷きにしますと、そういう数字しか出てこないんです。これは、やっぱり一般の国民の持つておられる六十以上の失業者数の感覚とはずいぶん違ふものなんです。大臣どうですか、いまお聞きになって、大臣自身の感覚としてそんなものだろうかとお感じになりますか。

○国務大臣(藤尾正行君) 私は、根拠を何も持っておりませんので、それが多いとか少ないとか私がこの場で言いますと大問題になります。それで、総理府の統計局は一体何をしておるんだというところになつてしまつても気の毒でございますから、そういう一踏なことは申しせんけれども、私の感じはいたしましては、何といひましても、私も中高年齢者、特段と高年齢者の職業の開拓を重点的に進めなければならないというぐらいでございますから、その点が非常に重くなつておるといふことは私どもの感覚で感得ができる、かように思います。

○丸谷金保君 断定的なお答えは非常にむずかしいと思いますが、いまの労働行政の中における高年齢者の問題が、総理府統計局のその程度の数字を基礎にして組み立てられているというところ、実際の社会の中における高年齢者の働きたくても働けない者との実数との私は乖離があるんじゃないかと、こう思ふんです。そのことについては、なかなかそうはつきりというわけにはいかないと思ふんですが、あわせて、実は高年齢者の問題で先ほど安恒委員からも質問がございましたが、いまの行政改革といいますが、これとの関連でございまして。

実は企業の方に分けてはそれでも五万とか七万とか十何万とかという数字をもとにしてでも予算措置をして、何とか労働省のサイドで救つていこうと、再就職させていこうというための事業がここに盛り込んであります。ところが、自治省来ておると思ふんですが、地方自治体、これは国家公務員も同じだと思ふんですが、地方自治体でたとえば六十歳勧奨退職、いま定年制のこと問題になつておりますけれど、やめた場合の再雇用について自治体が、市町村がそれを再雇用するというような場合に、それに対して国がめんどうを見ようというふうな財源措置、こういうふうなものがございますか。

○説明員(津田正君) 現在の地方財政計画あるいは地方交付税におきましては、標準的な行政水準を確保するための給与関係経費あるいは一般行政経費の中に所要の賃金というものを織り込んでおるわけでございます。特に再雇用分というふうな特別の計上の仕方をいたしております。

○丸谷金保君 基準財政需要額の中には入っていないというふうに理解してよろしうございませうね。

○説明員(津田正君) 入っている、入っていないというよりも、抱括的に必要な給与関係経費あるいは賃金を組んでおるわけでございます。これが再雇用分、あるいはそうじゃない全く別のものと申しますか、要するに先生いま議論されております中高年齢者じゃなくて若い方の給与だとか、そういうものを抱括的に組んでおるわけでございます。必要なら行政の執行の全体としての給与費あるいは賃金等を組んでおるといふ、こういうことでございまして。特に計上しておるわけでございます。

○丸谷金保君 それじゃ具例的な例で申します。ある事業主体がいままで課長で使つていた、六十定年でやめた。そしてそれがその事業の工場の中の掃除をやるというふうなことで再雇用をその企業がした。こういう場合にこれは先ほどから出ておりました継続雇用奨励金、これの対象になりますか。

○説明員(守屋孝一君) 私どもの方はこれは実は

先生、雇用保険制度の枠内でやっておりまして、はなはだ申しわけないんですが、雇用保険は国、地方公共団体、三公社、これは外れておりまして、保険料はだいたいおりませんので、まず保険制度の面……

○九谷金保君　そうでなくて、国の方を言っているんじゃないの、事業主体の方を。

○説明員(守屋孝一君)　だから、民間ならば私どもの対象になります。

○九谷金保君　質問にお答えいただければいいんですが、ほかの方のことは御心配なくどうぞひとつ……

それで、その場合には当然雇用保険法に基づいて国も財政負担しておりますね。どうですか。はいとだけ言ってくればいいですよ。

○説明員(守屋孝一君)　四事業は財政負担ございません。

○九谷金保君　そうするとあれですか、高年齢者の雇用確保助成金というふうなものについては、国の財政負担は全然ないということですか。

○説明員(守屋孝一君)　ございません。

○九谷金保君　わかりました、これにはないわけですね。

これは、そうすると雇用保険法に基づいて保険料から出ると。特別会計になっておりますか、それから出るといことですが、こういう再雇用関係にはそうすると、保険の制度だけでその保険には国は財政援助を全くしてない。そうすると再雇用関係の国が財政援助をしてるのはどういうものがありますか。一、二の例で結構ですが。

○説明員(守屋孝一君)　これは一般会計から出ますのは、雇用対策法に基づく部分、それから今回統合する前の現時点におきましては、それぞれの特別対策法、炭鉱離職者以外が一般会計から出る部分がございます、似たような雇用奨励金で。

○九谷金保君　そうすると事業主体が、要するに事業内再雇用という場合には、雇用保険に基づいて行いので国の財政支出というのは全くない、ということでございますね。そうすると、そこ

の事業をやめたと、今度新たに別なところで再就職するというふうな場合についてはどういう制度がございます。

○政府委員(関英夫君)　まず雇用保険の仕組みからちょっと先に申し上げたいと思いますが、雇用保険が失業に対する給付をする、これが一つの大きな事業でございます。これは労使の保険料と国の財政負担とで賄うと、こういうことになっております。そのほかに付帯といいますが、もう一つ、四つの事業をやっております。これは事業主だけの保険料負担にいたしております。そして事業主のいわば共同連帯として高齢者を雇用した場合とか継続雇用をした場合とか、そういうときにその事業主負担の保険料をもとに助成すると、こういう仕組みになっております。したがっていま先生の挙げられました例で、ある民間事業所に雇用されていた者がそこを定年退職してほかの事業所に雇用される場合、こういった場合には、この方は雇用保険の被保険者になっておりますし、民間事業主から両者とも雇用保険の適用事業所でございます。その場合には、この四事業に基づいていま御審議いただいている助成金、高齢者雇用確保奨励金、特定求職者の雇用開発助成金が支給されるという場合に当たると思っています。そういう雇用保険の被保険者でないような方、たとえば心身障害者でそれまでずっとお勤めになれずにおった方なんかは、一般会計から助成するというような例があるわけでございます。

○九谷金保君　そうすると、雇用保険でもあれですね、国が一部負担して、職が変わって高年齢者で再就職するといふような場合の助成の制度はあるわけですね、要するに保険金以外に。

○政府委員(関英夫君)　失業者が安定所に来てもらう失業中の手当といいますが、給付としての失業給付は、国の負担も含めて労使の保険料で賄っておりますが、再就職した場合あるいは定年延長した場合の助成金などは、国の負担なしの雇用保険特別会計の中で、事業主のみの保険料負担を財源として助成措置をしております。

○九谷金保君　統計局の出ましたか。

○説明員(山田隆夫君)　統計法の五条で、「政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができ」という規定がございます。これに對しまして、十九条で罰則をいたしまして「左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は五千元以下の罰金に処する。」

「第五條の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者」というふうになっております。

○九谷金保君　大変厳しい罰則がありますね。ところが、調査員自身がほとんどそのことをよく知らないんじゃないですか、この労働力調査などというふうなものに。四年に一遍やる国勢調査に

ついては非常によく勉強してまいりまして、これはやらなきゃというふうなことで皆さんよくあれしませんでした。この種のやつにつきましては、どうもそういう点でのPRといいますが、あれが足りないという気がするんですけれど、まあその点はひとつ十分注意していただきたい、それがやはり基礎になるものですから。

それで、実は行政改革と絡んでくる問題なんです、非常にいまの数値のとおり方等にも私は問題があると思ひますけれど、同時に、いただいた数字で見ますと、たとえば北海道は大体定員その他からいって公共職業安定所あるいは労働基準監督署等についても全国の二十分の一なんです。この二十分の一というところは人口比にすると大体二十

分の一で合うわけなんです、つい一昨日も羅臼から水産加工なんかやっている事業主の方が見えました。この方に安定所まで行くのはどう行くんだと言いましたところ、車で五十キロ、あと汽車に乗って十二、三キロ、まあそれは数字ははつきりわかっていますけれども、だから車で走ると六十二、三キロ走るといふんです。ちょっとした果ならもう隣の県に出ていますわね。そこまで行つて分室しかないんです、羅臼の中標津というところには。こういう状態の中で人口割合と

同じしか北海道に配置されてないんというふうなことだと、これはなかなか労働行政というのが浸透しないのは当然だ。かりそめにもそういうところが行政改革の対象になるというふうなことになる、これは何も各論で反対するわけじゃないんですが、そういう実態だということを大臣特に踏まえていただきたい。

時間がないので結論を急ぎますけれど、私はこの労働行政も少し市町村に任せたらどうなんだろう。これはいづれまた個々の具体的な例挙げて申し上げますが、どうも市町村に任せる認定業務というふうなものが、安定所なり監督署なりというのががちり持っていてなかなか市町村に任せない。そのためにどうしても疎遠になる。特に北海道のように遠隔の地にしかない場合には、なかなか相談といつてもそうはいきませんし、二十分の一のいわゆる人口割りで定数の中で安定所なり監督署なりの職員にしても、出ていってやるといっても本州方面の町村のようにはいかないんです。それだけに、私たち市町村におきましていつも感じていたことなんです、特にその点を要望して、もう時間ですからさきようは終わりたいと思ひますが、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾正行君)　確かに人口と地域の広さといふものは必ずしも同じではないといふことを私も考えながら、いろいろの変革を考えていかなきゃならぬ、それは私は御指摘のとおりだと思ひます。しかしながら、そうだからと申しまして、一つの整理を国の政策として展開をいたします場合には、これは特別広いんだから、それはこれは別にしてというふうなわけにはいかぬ場合が多いわけでございます、私も内閣の閣僚といたしまして、一つの方針が出ましたならば、その方針に沿って実情を考え合わせながらその実行を促進していかなくちゃならぬ、そういう立場でございます。

それからいま一つ、労働基準監督の行政でありますとか職業安定等の行政問題を、これを県なり市町村なりに委託してはどうだという御提案でござ

ざいまして、これは私も、これから先十二分に考えながらやっていたかなければならぬ大方針の中の一つだと思えます。恐らくいま第二臨調がこれからいろいろなことをお考えになられると思えますけれども、そういった第二臨調のいろいろなお仕事の中にもそのような問題は必ず入るであろう、かように考えますし、これがこれから取り組んでいかれるこの時点におきまして、私の方から、それはそうすべきであるとかそうすべきでないとかということをお考えし上げるのは適切ではない、かように考えます。

○丸谷金保君 大臣、念のため申し添えておきますけれども、たとえばいまのお年寄りの、働かなくて働く能力もあって、失業人員となっていないような数字は、市町村が調べればばくはもういまい何倍と出てくると思えます。そういうこと一つとってみても、もう少し市町村を大事にしていただきたいということだけ要望して終わります。

○高杉雄忠君 私は、本法案の審議に際しまして、衆議院の社会労働委員会あるいはまた先ほど同僚の各委員から指摘されました雇用の情勢の悪化について確認の意味でまず伺うわけであります。本年二月完全失業者は百三十五万、こういうふうに加増をしております。最近の雇用失業情勢は急速に悪化している現状でありまして、先行きが懸念されているところであります。この雇用情勢悪化の要因及び今後の見通しについて伺い、さらに第四次雇用対策基本計画の昭和六十一年の政策と目標、この達成状況、その見通しについてこの際明らかにしていただきたい、こういうふうに思っています。まず伺います。

○政府委員(関英夫君) 最近の経済の状況といたしましては、設備投資が引き続き順調でございまして、民間のたとえば住宅あるいは民間の在庫投資、そういったものが落ち込み、個人消費が総じて低い伸びになるというふうなうちに、よく言われますように内需が全体として伸びが鈍く、したがって経済の拡大テンポが非常に緩やかになってきています、こういう経済状況、これを

反映いたしまして最近の雇用情勢が弱含みというふうな状況になっているのだというふうに考えておるところでございまして。そういう状況に對しまして、三月十七日のいわゆる総合経済対策、そういうものを受けての雇用対策、こういったものに積極的に取り組んでいきたいと考えておるところでございまして。

第二に、第四次雇用対策基本計画の達成状況といたしましては、この第四次は昭和六十一年に向けての計画でございまして。一つは、昭和六十一年までに六十歳定年を一般化するとか、あるいは労働時間等についても、欧米先進諸国の水準に近づけるとか、あるいはまた雇用全体として求人倍率で申せばおよそ一程度、失業率で申せば一・七程度を目標として掲げて雇用対策を行うこととしておるわけでございまして。まだその達成状況というものを具体的に数字で申し上げる段階に至っておりませんが、この目標に向けて私ども、定年延長の促進あるいはまた労働時間短縮についてそれぞれ計画をつくり、あるいは個別企業に対する実地の行政指導、そういったことを強化して、この基本計画の目標を達成すべく現在行政努力を続けている段階でございまして。

○高杉雄忠君 すでに産業界においては、雇用調整の動きが開始したとも言われておりますけれども、これに對しては雇用調整給付金の弾力的運用等について通達を行ったと言われておりますけれども、その通達の内容、これが第一であります。それから、第一次石油ショック後の百万人にも及んだ雇用調整の経験から見ても、第一に中高年齢者の失業防止、その対策、これが重要であることは言うまでもないと思うんですが、この積極的対応策をこの際示すべきだと思えますけれども、いかがですか。

○説明員(野見山眞之君) 先ほど局長から御説明申し上げましたように、雇用情勢がやや弱含みになってきているということで、先般各都道府県に對しまして、雇用調整給付金制度等の積極的な活

用のほか、産業雇用情勢を早期に把握する、あるいは積極的に求人開拓を行う、あるいは公共事業における就労機会の確保等と内容とする当面の緊急的な雇用対策の推進を指示したところでございまして、その中で、雇用調整給付金制度等の運用に当たっては、これまで建設投資の低迷によりまして、建築関連産業等につきましても指定を随時行ってきたわけでございまして、今後とも対象業種の指定につきましても、それを業種の実態に即して機動的に行うとともに、特に業況が地域的に跛行性が見られるような場合には、地域を限った指定も行うという内容で指示したわけでございまして。

○高杉雄忠君 今回の法改正で中高年齢者、心身障害者などの特に就職の困難な者の雇用の増大及び失業の防止を柱にしていると言われておりますけれども、この雇用調整給付金、これを具体的にどういうふうに改善されるのか、これが第一であります。

第二はその対象、それから内容、要件等については、失業防止に効果的に役立つものとして積極的改善を図るべきではないかと、こういうように考えるんですが、この点はいかがですか。

○説明員(守屋孝二君) 雇用調整給付金の今回の改善点幾つか申し上げますと、一つは、いままで景気変動の場合の業種の指定基準と、事業転換の場合の業種の指定基準と二本建てになっておりました。どちらかというと、景気変動の方が生産の落ち込みはシビアに見えております。先ほどの安恒委員の御質問にもありましたように、この点を私どもは、いわゆる業種の指定基準の生産の落ち込みの仕方を少し緩和して、できることならば業種の指定基準を一本に統一しようというのが今回の考え方でございます。

それからもう一つは、これは休業した場合にこの給付金が出るわけですが、それはいままで全一日の休業を対象としておりまして、時間短縮は入れておりませんでした。しかし今回は、その事業場の全労働者が時間単位で、何とい

か操業短縮するというような場合もこれを対象にしたいという考え方を持っております。これも実は、またくだいようですが、安定審議会にお諮りしてそのような方向で決めていけるものならしいきたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 また今回の改正では、百を超える雇用関係各種給付金を三分の一程度に統合する先ほどのお話も伺いました。その内容を整備、充実したと言われけれども、中高年齢者雇用開発給付金、これを三分の一程度に減額するというのは、その理由はどうかというのが一つ。

それから、これでは中高年齢者の雇用確保対策の後退ではないかと、こういうふうに思うんですが、その実効性について私はぜひ確認をしたいと思えます。伺います。

○政府委員(関英夫君) 現行の中高年齢者雇用開発給付金制度は、御承知のように、石油ショック後の非常に深刻な失業情勢に對して臨時の緊急措置としてとられたものでございまして、制度発足当初は、先ほど御議論ございましたように、五十五歳以上の高齢者だけ三月間というふうな制度で緊急措置としてとられたものを、雇用情勢がますます悪化するということで現行の形まで持ってきたわけでございまして、これはあくまで臨時応急の措置でございまして。今回、特に高齢者に重点を置きまして特定求職者の雇用確保助成金、こういったものを新設する考え方としては、そういった緊急時ではなく、通常の状態において特に就職が困難な高齢者に手厚くしていこうという考え方のもとにやっておりますわけでございまして。それならば、じゃ、雇用情勢が本当に悪化したらどうするかというところは、これはまた非常に御議論が出たところでございまして、緊急時の措置としてこういったものの率なり、あるいは支給の期間なりあるいは支給対象の年齢の幅を広げるなり、いろいろな対応をこれから臨時応急的にやっておりますけれども、その辺は関係審議会に十分お諮りして機動的、弾力的に對処していきたいと考えておる

○高杉雄忠君　いまのように、第一次石油ショック後の構造不況の中で設けられた本制度ですから、一定の役割りを果たした評価はできると思ふんですけれども、特に、中小企業における政策効果が大きかったのに反して、大企業における雇用効果というのはなかったというような、労働省のこれは労働組合の調査報告が出ているわけでありますが、この点はどういうようにお考えになっておりますか。

○政府委員(関英夫君) 中高年雇用開発給付金の受給資格決定状況、こういうのを見ますと、全体では大企業は約一三%、残りすべてが中小企業と、こういうような割合になっておりまして、割合からいいますと大企業の割合が少ないということとは数字の上で言えるかと思いますが、御承知のとおり、大企業は通常、定期採用によって主に学卒者を対象として必要な人員を確保して、中途採用というものが余り多くは行われないというようなのが国の雇用慣行がその底にあるかと思えます。また、特に中高年雇用開発給付金は中小企業に私ども大企業よりも手厚い助成措置にいたしております。そういう意味で、安定所が実際に職業紹介をする場合にも、中小企業の方が手厚いものですから、どうしてもそちらに力が入るといったようなこともあるいは影響しているかもしれません。基本的には大企業の雇用慣行、こういったものが根っこにあるんじゃないかと考えております。

○高杉徳忠君　また、開発給付金を活用した中高年齢者の中には、先ほど来からも指摘がありましたように臨時雇いが一割以上含まれておる、したがって、給付期間が終了するとともに約一八％の者が再就職をしていると言われているわけです。こうした点について、その実態をどういうよう把握されているのか、あるいはまた、今回の改正によって具体的な改善、こういう点があるなら伺いたいと思うんですが、どうでしょう。

○説明員（山口泰夫君） 中高年齢者雇用開発給付

社会労働委員会會議録第六号 昭和五十六年四月九日 【参議院】

金の対象者は、制度的に常用労働者というものに
限られているわけでございまして、御指摘のよう
な臨時雇用者といふのは名称が臨時ということ
とであつて、実態的には常用労働者に等しい者と
いうものと理解しております。ただ御指摘のよう
に、支給期間の途中あるいは終了しました後に、
たとえば仕事に適応できなかったとかあるいは病
気その他の本人の都合によりまして一部の者が退
職をしたというような事例は聞いておるところで
ございます。しかしながら、この給付金がいまの
制度のような高率助成になりましたのが、しかも
率ばかりでなくて、一年ないし一年六カ月にもわ
たるものになりましたのが五十四年の六月からで
ございまして、その支給終了後の実態について
は、まだ把握するに至っていないというふうに申
し上げざるを得ません。いずれにいたしまして
も、こういう事例がございします以上、われわれと
いたしましては、今後ともできる限り給付金の支
給終了後の退職というようなことがございませ
んように、制度の適正な運用を図つてまいりたい
と思つておるところでございします。

○高杉建忠君 大臣ね、お聞きのような中高年職者をめぐる雇用、失業情勢は常に厳しい状況にあるわけですね。したがって、本制度はそのまま継続すべきであると考えるのです。今後、改正後も雇用情勢がさらに悪化した場合、万全の措置がとれるのかどうか、ぜひとっていただきたいし、その具体的な措置、そういうものをぜひこの際、大臣の決意を伺いたいと思うのです。いかがでしよう。

○國務大臣（藤尾正行君）御趣旨のとおりいたさせます。

○高杉 勉忠君　ぜひひとつ、具体的な措置を強く要望しておきます。

時間の関係から、各委員から指摘されましたから、私は職業訓練関係の給付金について質問をしたいと思うのですけれども、今回の法改正で職業訓練関係の各種給付金についても整備充実すると言っておりますけれども、具体的にどういよう

な考えを持っておられるのか。それからまた、施行期日を昭和五十七年四月としているこの理由、これは何なんでしょう。

○政府委員（森英良君） お答え申し上げます。

この改正は、中央職業訓練審議会の建議を受けまして民間事業主の行う中高年齢者の教育訓練に對し助成を行うためのものです。すなわち、昨年十一月の同審議会の建議におきましては、高齢化社会への移行に對応いたしまして中高に於ける職業訓練の充実を図ることに努めねばならぬ、と規定することにしている。さういふふうな規定にしようとするのではなく、民間等も含めて具体的にひとつ教えていただきたいと思うのですが。

年齢者の教育訓練の振興を図るために、現行の各種給付金を統合充実する、そして事業主が、生涯訓練の基本理念に立った段階的かつ体系的な事業内職業訓練計画をつくることを助成の条件としたしまして、その要件による新たな給付金を設けるということを建議されておりまして、これを受けて、事業主の行行中高年齢者の教育訓練というもののに対する助成を行うために、所要の改正をお願いしております。なお、施行期日を五十七年度からというふうにいたしましたことは、ただいま申し上げましたとおり、この給付金におきましては、事業主が生涯訓練の基本理念に

○政府委員(森英良君) 先ほど御説明申し上げましたように、新しくできます助成金は事業主が生涯訓練の基本理念に立った段階的かつ体系的な訓練計画というものを事業内でつくることを要件にしておるわけでございます。したがしまして、職業訓練法におきましても、今回の給付金関係の改正に伴いまして、もともと職業訓練法は職業訓練の基本理念として、生涯訓練体制ということを言っておるわけでございますから、それに即した事業内の計画を事業主につくっていただくことを努力義務として課しているというのが、今回の職業訓練法の改正の趣旨でございます。

立った段階的かつ体系的な事業内職業訓練計画というものをつくるのが助成の要件になっているわけですが、現状を見ますと、事業内職業訓練計画いずれもよくつくられておるのです。いますけれども、これまでのところは、主として新たに職業生活に入った者に対する基礎的な教育訓練あるいは職位の上昇に伴う階層別教育訓練というものを中心になっておりまして、中高年齢者に対する職業能力の開発、向上のための教育訓練というものはまだどうも手がついていないという状況でございます。

○高杉健忠君 次に、生涯訓練助成金の支給要件について伺うんですが、どのような内容で職業訓練計画というものを作成させるのかですね。それから生涯訓練体制については、まず基礎的な養成訓練が行われて、その上にそれぞれの専門に応じた必要な訓練が積み上げられるべきであるとか、こういうふうに考えるんです。そうした場合にまた、職種転換ができる訓練、これが多角的にまた、体系的に実施されることでなければならぬと、こういうふうに思うんです。すなわちその養成訓練、向上訓練、職種転換訓練、これが有機的にまざる

したが、いまして、この給付金につきましては関係法律の整備をまず行いまして、その後民間の事業主に、新しい生涯訓練の基本理念に立つた事業内職業訓練計画をつくることを奨励し、かつ指導いたしまして、その上で五十七年度から実際には助成を行っていくというふうにしたいということとで考えたのがその理由でございます。

た多角的に実施されることによって、給付金も私は効果的なものになると、こういうふうに思うんです。この点はどうぞでしょう。

○政府委員(森英良君) 生涯訓練助成金の内容につきましては、五十七年度からの実施ということとでございます。今後さらに具体的な内容を詰めるところでございまして、その過程で改めて中央

職業訓練審議会の意見も十分お聞きしながら、具体的に固めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、昨年十一月の中央職業訓練審議会においてすでに建議がございますので、その建議の趣旨に沿って、現在行っております定年退職予定者の教育訓練に対する助成のほかに、企業内において中高年齢者を新たな職務につかせるための必要な教育訓練、あるいは技術の進歩等に対する適応性の増大のための訓練、その他中高年齢者の活性化ということのための必要な職業訓練を、ホワイトカラー等を含めまして、できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○高杉勉忠君 次に、労働基準行政についてたまたまと思っておりますが、先ほど安恒委員等からも指摘されましたが、労働基準局の定員に關して、昭和五十六年度に、第五次の定員削減計画によって労働省全体で、聞くところによりますと約七十名の削減がされた、こういうふうになっているんですが、第一次定員削減計画が実施されて以降今日まで、何名ぐらいの削減がなっているんですか。

○政府委員(吉本実君) 基準関係の点でございますが、昭和四十三年から定員削減計画が実施されておりますが、その第一次の実施以来、地方の労働基準関係職員につきましては五百人を超える純減というふうな実情になっております。

○高杉勉忠君 言うまでもなく、労働基準監督行政、これは労働基準法あるいは労働安全衛生法等、広範に及んでいるわけですね。で、違反件数もかなり多い。そういう情勢の中で、私は監督行政の充実強化、これはしばしば要望してきたところなんです。

具体的に私、ちよつと地元の問題でありますけれども、茨城県の太田労働基準監督署、これを見ますと、署長のもとに二課があるんですけれども、一課は課長と庶務主任の一人なんです。二課は課長と技官、それから事務官、それぞれ一名ずつで、署長入れまして六人という現状なんです。

ね。今日の対象の事業所数というのは相当数にこれは及んでいるわけですね。こういう陣容では、私は十分な監督行政ができるというふうには思っていないんです。大臣どうでしょう、こういう現状を見て。しかも、多数の労働基準法の違反がある、労働安全衛生法で命やそういう環境を守らなきゃならぬ、こういう現状の実態ですね、これについてどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(吉本実君) 行政コストの軽減を図るために、数次にわたります定員削減というものが行われて、大変厳しい状況にあるわけでございまして。しかしながら、先生御指摘のように、私ども基準行政の第一線監督機関について充実していかなくちゃならぬということで、いろいろと苦勞をしておるわけでございまして、先ほど御指摘のように労働災害の防止対策とかあるいはいろいろな労働条件の確保のために、労働基準監督官やあるいは労働安全専門官、あるいは労働衛生専門官といったようなところにも増員に努めてきているところでございます。しかしながら、こういう現状を、この厳しい中でございまして、私ども局なり署、それぞれの役割り、分担というものを十分創意工夫いたしまして、機動力の増強なども含めて行政推進のための効率化に努めているところ、こういうことで、現在鋭意努力をしているところでございまして。

○国務大臣(藤尾正行君) 御指摘の点は、私も十分考えておりますけれども、何と申しまして、国の政策的な方針といえますものが先行をいたすものでございまして、非常にそういう第一線に働かれる方々にお気の毒でございまして、けれども、そういう環境下にありますだけに、ただいま基準局長が申し上げましたように、十二分に機動力を発揮し、かつまた頭を使ってその需要を充足してもらわなきゃならぬと、かようにお願いをいたしておるところであります。

○高杉勉忠君 ひとつ、行政改革の一環として定員削減計画が進められているようですが、

いま申し上げました現状を見ても、十分な基準行政体制ではないと思えますから、その充実強化について一層の御尽力をいただきたいと、こういうふうに特に要望をいたしておきます。

時間の関係がありますから次に進めさせていただきますが、労働行政体制の充実について、先ほど来から雇用失業情勢に対応する労働行政の体制の確立、これを強く私も要望してきたくて、けれども、この際、職業安定行政、労働基準行政についてやはり十分な機能を果たす、こういう意味から、失業給付が終了した中高年齢者の求職のうちの、安定所の紹介で再就職できる者はわずかに十数%にすぎないと言われている現状でありますから、こういう現在の職安体制についても十分機能していくように、私は特に要望しておきます。こういう現状についてどういうように対応されているのか、その方向をひとつ示してもらいたいと思ふんです。

○政府委員(関英夫君) 公共職業安定所の関係におきまして、四十三年以降の定員削減によりまして、約千五百人の定員が削減になってきております。一方で雇用を取り巻く情勢は、石油危機以降ますます重要性を増してきておりますので、まず私も第一には、安定所の中の内体制を再編整備しようとして、そして求職者の態様に応じた職業紹介をやっていくこと。たとえば自主的に求人を見て閲覧できるように求人公開いたしました、それを見て自主的に選択して就職できるものは、自主的にやっていただく。中高年齢者や心身障害者のように、特別のきめ細かな相談を要する人は、そういう係に行っていたかどうかというような形でできる限り合理的に、効率的に職業相談、職業紹介をやっていくこと。

それからまた、今回の給付金の整理統合なり、あるいは雇用保険の業務をすべてこれを電算機で処理する。そういうことによつて効率化を図つて、その浮いた人員をもって先ほどの就職困難な人の紹介、相談に充てる、あるいは求人開拓に充てる。こういうようなことで対応しようというこ

とでやってきておりますが、今後とも国民の期待にこたえられるような、そういう公共職業安定所にすべく努力を続けたいと思ひます。

○高杉勉忠君 だんだん時間がありませんから結論的に申し上げたいと思ふんですけれども、労働行政の積極的推進について、要望も含めて申し上げたいと思ふんです。

さきの本委員会に、私は労働省の民間の活力を基本とする行政指導中心の諸施策の実態について、その限界について私は質問をいたしました。低成長経済と景気のかげりの中で政府は緊急の総合経済対策、これを打ち出しましたが、雇用情勢は、なお樂觀を許さない情勢であることは、いままでの質疑を通じて明らかであります。

そこで、労働行政の重点的施策について、雇用の安定化のためには雇用機会の拡大創出が重要である、言うまでもありません。雇用開発委員会です、このことについて活動状況、これは一体どういうふうにならなっておりますか、この委員会の活動状況について伺います。

○政府委員(関英夫君) 雇用開発委員会には中央と地方とございまして、中央につきましては、まず今後発展が見込まれるような職種を中心に、そういう職種の情報、それに参入するためにどういった勉強、資格が必要か、どういった訓練を受けたらいいか、その現在の労働条件はどうか、今後のその職種の発展見込みはどうか、そういういった雇用情報をハンドブックとしてこしらえて、関係方面に十分利用してもらおうようにというふうな中間報告をいたしました。現在その後、今後の雇用開発という観点から第三次産業の実態なりその見直し、そういうふうなことを御検討いただきまして、今年度末ぐらいにはまた御報告がいただけるものと思つております。

また地方におきましては、当初特定不況産業等を抱えた地域を中心として、五県に地方の雇用開発委員会を置き、その後五十五年に、大都市と第三次産業を多く抱えているような府県に置き、そ

とでやってきておりますが、今後とも国民の期待にこたえられるような、そういう公共職業安定所にすべく努力を続けたいと思ひます。

して五十六年は第一次産業のウェートの高い五県に地方開発委員会を置きたいと思っておりますが、当初置かれませんでした不況産業を抱えている地域の五つの地方開発委員会におきましては、今年度中に今後の雇用拡大についての御報告をいただけるものと思っております。

こういった御報告をもとに雇用の開発に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○高杉勉忠君 この昭和五十四年度に設置されて三年ですね。これは会議はまあ聞くところによりますと年平均五、六回程度というわけですね。調査研究費、会議費、こういうものが予算措置が十分講ぜられているのかなという疑問を持っておりますが、その点はどうでしょう。

○説明員(野見山眞之君) 地方の雇用開発委員会につきましては、一県当たり約四百四十万円の予算で実施いたしておりますが、その内訳は、会議等に必要経費のほか、雇用開発に関連して専門的な機関に調査を委託するというための経費を同時に約二百万円組んで実施いたしております。額の多寡は別といたしまして、各委員会につきましてはそれぞれ地域に応じた委託調査、たとえば北海道におきましては、今後の雇用創出のために必要な望ましい産業構造のあり方ですとか、あるいは特に不況地域を抱えた地域では、不況産業の雇用の実態調査、その他の調査分析が行われているところでございます。

○高杉勉忠君 その調査研究ですね、これは結局委託調査というふうになっているんですけれども、この報告書、こういうものは具体的にどういうふうになっておりますか。それが一つであります。

それから、委員会としての結論というのはいつ出されるのか。

それから、われわれは雇用開発委員会が設置される際に、特に雇用創出のための調査研究の結果を、速やかに具体的施策に反映するよう要望しているわけですね。こういう要望についてはどういうように具体化されようとしているわけですか。

○説明員(野見山眞之君) 委託調査の結果でございますが、五十四年度に行いました五つの委員会につきましては、すでに先ほど申し上げましたようなそれぞれのテーマに応じて報告書をいただいております。また五十五年度に発足いたしました五県につきましても、本年度それぞれのテーマに応じて調査を実施する予定でございます。

二番目の委員会の結論でございますが、先ほど局長より御説明申し上げましたとおり、五十四年度に発足いたしました五つの委員会につきましては、五十六年度中に報告をいただく予定で現在最終的な御検討の段階に入っております。

それから、委員会の出していたございました結論につきまして、今後の雇用拡大のための方策を含めて、御提言等をいただくことになっておりますが、それぞれの地域におきまして、地域の実態に応じて実施すべき対策、あるいは国の場におきまして考えていくべき方策その他が出てまいりと思っておりますけれども、それぞれの分野におきまして、具体的な施策に反映させるべく努力してまいりたいと考えております。

○高杉勉忠君 時間が参りましたから、最後に要望を申し上げて終わりたいと思っておりますけれども、大臣もお聞きのように、いままでの質疑を通じて、あるいはまた委員会のいままでのお答えも聞きまして、中高年齢者、心身障害者等に関する調査研究などもまためを急いでいただきたいし、雇用創出拡大の施策というものを積極的に講ずるべきである、こういうふうなことを考えております。

本法の審議に際しまして特に提案理由の中にも「各種給付金がこれらの重要課題に即して十分に活用され効果の上がるものとなるよう、その体系、内容の充実を図ることが極めて重要」である、こういうふうにもう提案理由でも述べられております。大臣、いままで私どもの本法の審議に際して指摘をし、要望をいたしました、これらについても、積極的なこれからの取り組みについて大臣の決意を伺い、質問を終わります。

○国務大臣(藤尾正行君) 本委員会におきます

委員各位の御指摘、御教導、きわめて適切なことが多くわけございますけれども、いずれもそういった御指摘をちょうだいいたしましたして、これをを体し、あわせて今日私どもがお願いをいたしております各種委員会等々の御建議等々とおわけしまして十二分に考えて、そうして効率の高い行政を実現をいたしますように努力をまいりまして。

○委員長(片山基市君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時十二分開会

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 午前中の質疑に出ていたことですが、重要課題なので改めて質問をいたします。

それは昭和六十年までに六十歳定年を一般化しようということがあります。まず最近の傾向として、六十歳定年が実現したというものが何%ふえたか、それからいままの五十五歳定年、五十五歳以下定年で立ちどまっているものが何%あります。

○政府委員(関英夫君) 現在、全国的な統計として申し上げられるのは五十五年一月一日現在の状況でございます。五十六年一月の状況につきましては、五月ごろまでとまってくると思っております。そういう意味で非常に古い数字でまことに申しわけないと思っておりますが、それで申し上げますと、定年年齢が六十歳以上という企業の割合が三九・七%、それから五十五歳という定年年齢の企業が三九・五%ということになっておりまして、非常にわず

かですが、初めて六十歳以上定年の方の企業割合が多くなったという状況になっております。また同時に、昨年の一月でございますが、その時点で定年年齢を引き上げることの予定している、検討しているという企業が多くて、これを含めまして、二年ぐらいうちに六十歳定年とするような企業の割合が四七・五%に高まるという調査結果が出ております。この五十五年一月一日以降の定年延長の動きもいろいろ見られますので、ことし一月の状況はさらに改善が図られているのではないかと推測いたしておるところでございます。

○小平芳平君 ニュースなどで見ますと、相当六十歳定年がふえているではないかというふうに思われるわけですが、しかし実際には、いま局長が言われたような数字では六十歳以上が三九・七%に対して、五十五歳定年は三九・五%。確かにわずかながらではあります。六十歳以上定年がふえ、五十五歳を追い越してはいるんですが、しかし、なおかつ約四割ですね、五十五歳定年が約四割。ですから、私たちの仲間、同級生なんかも定年でやめているわけですね。その定年も十人に四人は五十五歳でやめている人がいるわけですね。ですから、労働省としては法制化することは必要ない、必要ないというのか、法制化する考えはないと言っているけれども、それでもそうこうしているうちに定年になりましたといつてやめな

くちやならない人が毎年毎月出てくるわけですね。そういう現状にある。しかし、その人たちはとにかく食べていかなくちやならない、生活していかなくちやならないので、そういう深刻な問題があるわけですね。現実には、そこで、要するに雇用審議会では六十歳定年が六十年までに達成できるといふ見通しでやっておられたか。政策推進労働会議などでは六十年代半ばまでいくんじやないかというふうな見通しもありましたけれども、その辺の見通しはいかがでしよう。

○政府委員(関英夫君) 昨年の一月の数字は先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほども申し上げましたとおり、その後もたとえば一昨年の

鉄鋼、私鉄に続きまして、昨年は繊維とか電力とか銀行、生命保険、従来、定年延長がおくれているといわれたようなところで非常に定年延長が進んでまいっておりますので、私も、もはや六十歳までに六十歳定年をとすることは社会的コンセンサスを果たしたというふうに考えておりました、一つの大きな社会の流れになってきたというふうに思っております、これをより確実に、できるだけ早期に達成するように行政指導を強化したいと考えておるところでございます。そういうことで、六十年にはこの雇用対策基本計画で立てました目標を何とか達成できるのではないかと、また達成しなければならぬと思っておりますところでございます。

○小平芳平君 いま言われた、鉄鋼、私鉄、銀行というふうには言われましたが、そういう鉄鋼、私鉄、銀行などでは六十歳定年が実現したかのようにはニュースで聞くわけですね。しかし、実際企業間の交渉が続いているか、あるいは課題として取り組んでいるかですね。その辺が雇用審議会の建議ですか、建議では必ずしも明らかにしてないわけですね。ですから、その点労働省で把握しているらお答えいただきたいんですが、鉄鋼は段階的に実施の予定というふうになっておりますが、これは実際の働いている人が定年が延長になって、六十歳までは働けるという環境ができるのはいつか、そういう点に着目して御答弁いただきたいんですが、私鉄も各社別交渉に入るような文章になっておりますがどうか。化学は無理なのか、化学は非常に困難があるように書いてあります。どうか。銀行は五十六年四月から三和銀行が実施するの、あるいはほかの銀行はどうか。そういう点を具体的に御答えていただきたい。

○政府委員(関英夫君) 鉄鋼につきましては、労働関係のお話し合いによりまして五十六年四月から二・一・一方式と変わっておりますが、五十六年四月から、まず二歳上げ、その後順を追って一歳ずつ上げていくと、こういう形で定年延長を実施しようというところで労働関係で合意されておる

わけでございます。したがって、現在五十五歳の定年が五十六年から五十七歳になり、五十八、五十九、六十と、こういうふうには延びていくわけでございます。それから、こういう方式をとりますものが、似たようなものが私鉄にもございますが、私鉄は多くは現在五十七歳の定年でございまして、これを五十六年三月からあるいは会社によつては五月からとか十一月からというところがございますが、五十六年から一歳ずつ引き上げるという形で六十歳へ持っていくと、こういう形をとっておりまして、六十歳前に六十歳定年というものが出てくるというふうに思っています。

銀行の場合には、多くは一挙に現行五十五歳を六十歳に引き上げようというものでございまして、実施期日は五十六年四月からと、四月には六十歳定年にするというものが多々ございます。それから化学のお話ございました。化学は非常に多種の業態ございまして、一遍に六十歳に五十六年四月には引き上げますというのから、石油関係では五十六年から一歳ずつ四年かけて引き上げようというふうなものもございまして、いろいろでございます。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま局長から申し上げましたとおりでございますけれども、この問題で関係関係にありますものが、御案内のとおり賃金改定の問題がこれとくっついておりまして、年功序列型の賃金アップというものが、五十五歳を過ぎてなお上がり続けるということに対するいろいろな配慮が労働関係でそれぞれにおいて行われておりまして、そのために各個ばらばらな体

制になっておるということで、全部六十歳をもとにいたしました、中には六十二、六十三などというのもございますけれども、そこまでは定年を延長しようというところだけはもう決まっております。それに對する条件づくりが、それぞれの会社におきましては検討を続けておるといふところが多いといふところをつけ加えていただきたいと思います。

○小平芳平君 大臣の御説明はわかりませんが、現実に定年を迎える人が出るわけですから、次から次へ出てくるわけですから、ひとつ早く対処していただきたいといふことをお願いして次へ進みます。

次に、この点も午前中に出ていた問題ですが、特定求職者雇用開発助成金についてであります。この雇用開発助成金は、要するにいままでの制度なら該当した人が、この新しい制度になつて外されるというものが出てきはないかという点です。従来の制度なら雇用開発助成金と雇用奨励金、各種の雇用奨励金というものがあつたわけですが、その制度のまま行けば該当するの、給付を受けられるのに、新しい制度になるがゆえに落ちていくという人は出ませんか。

○説明員(守屋孝一君) これは中高年の雇用開発助成金、現在の雇用開発助成金が、これが御承知のように四十五歳からと、これはもちろん臨時緊急事態の場合ということで四十五歳からになっております。これがこの新しい特定求職者雇用開発助成金になりますと、原則として五十五歳といふところに線を引いております。この部分の御指摘かと思ひますが、ただこれは特別法、炭鉱、駐留軍、沖縄等の特別法に基づく手帳をお持ちの求職者につきましては、これはいままでどおり、いままでどおりといふんです。四十五歳といふところに線を引いておられますので、その面では、私も必要ならそこにより手厚い助成をしようという今回の給付金の統合の趣旨からいたしまして、やはりこのようにするのが最も効果が高いというふうに考えたわけでございます。

○小平芳平君 四十五歳から五十五歳の人で、その人が駐留軍等の場合は手厚くなるわけですか。

○説明員(守屋孝一君) これは格段に手厚くなります。と言いますのは、現在一月当たり一万五千円という奨励金でございます。ところが、今度は中小企業の場合は三分の一、大企業の場合四分の一といふことになります。そうすると、現在の再就職資金等から見ますと大体倍以上、場合によつては二・五倍ぐらいの支給率になるというふうに考えております。

○小平芳平君 それはわかりませんが、中年労働者ですね、中年で再就職する場合に、従来なら給付を受けられた、新しい制度だと落ちるという場合はありませんか。

○説明員(守屋孝一君) それが先ほど申しました中高年労働者雇用開発助成金の現在四十五といふのを、今度は原則として五十五にしたといふところの部分でございます。

○小平芳平君 それで、その人たちが、四十五歳以上の中年労働者が雇用情勢がよくなったといふことはないわけでしょう。

○説明員(守屋孝一君) これはいままでの求人求職の年齢別の求人倍率を割合を見てまいりますと、これはやはり一時期の五十一の非常な不況の時期から見ますと若干の改善は見られております。ただ、確かに先生おっしゃる通りに、四十五歳未満のあたりほどの改善はないといふのは、午前中も御説明したとおりでございます。

ただ私も、蛇足になるかもしれませんが、いま中高年の雇用開発助成金を発動したときと同じような、あるいは時期になれば、その段階、段階に際して過去の経験等を踏まえまして年齢を下げるなり、あるいは期間を広げるなり助成率を高めるなり、今後は弾力的に運営していくつもりでございます。

○小平芳平君 次に、いま言われた弾力的な内容ですが、特例措置ですね、特例措置はどう対処していけるか、具体的には示してないようですけれども。

○政府委員(関英夫君) 中高年雇用開発給付金の経緯を振り返って見ても、当初はまず高齢者だけ五十五歳以上、そして助成期間は三ヶ月、助成率も出発当初は低かったわけですが、雇用情勢に応じてそれを逐次拡大していったわけでございます。

で、今後の特定求職者雇用開発助成金につきましても、これを雇用情勢に応じて弾力的に運用するとして、まず考えられますのは三点でございます。一つは助成率をもっと引き上げる。あるいは二つ目は助成の期間を延長する。それから三つ目は助成対象。まずはたとえば年齢について言えば、五十五歳というのを引き下げていくと、四十五歳というように持っていくとか、そういう三点がまず考えられるわけでございます。

それを具体的にどういうときに発動し、どの程度ならどういう措置をとるかというようにすることにつきましては、この法案を作成しますまでの関係審議会の議論においてそこまで十分詰まりませんでしたので、とりあえずこの法案を出したわけでございますが、今後そういった点については関係審議会でも十分御議論をいただいて、その結論によって弾力的に対処していくようにしたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 統合したことによりまして、部分的に、地域とか業種とか部分的に不況になったと、特例措置が発動されるということがやりにくくはなりません。

○説明員(守屋孝一君) これにつきましては、現在、不況業種法、不況地域法の二本の特別法がございます。この法律と、今回給付金を整理統合して雇対法に統一いたしますが、これは連動する関係にございます。したがって、この不況業種として入ってき、あるいは不況地域として入ってくるならば、その入ってきた段階において、その地域、業種については、現在私どもは、いまの平時においても四十五歳のところまで下げるというつもりでございますので、先生の恐らく御指摘の

点については、このような面ではカバーができるんじゃないかというように考えております。

○小平芳平君 ちょっと話が戻りますが、五十四年度予算編成のところで、十万人の雇用創出というところで大分国会でも議論があったわけですが、その十万人の雇用創出ということは、労働省はどのように評価しておられるか。若干景気が上向いたために雇用が増大したとか、あるいは所定外労働時間の延長が困難になった時点から雇用が増大したというような、そういう見方もあるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(関英夫君) 五十四年の六月から始めて、具体的に申請が出てまいりますが、翌月になりますから、七月から統計としてみますと、一年間で十万人を超えるこの開発給付金による雇用ができたわけでございますが、その政策効果というのを尋ねてございますが、安定所に対する求人は不況のときでも若い人には求人の方が多いというふうなことがございまして、とかくわが国の雇用慣行からして、求人は若年者に偏りがちでございます。そういう状況に対してこの中高年雇用開発給付金制度が、中高年層者に対する求人意欲を起させるという形で雇用に結びついたということが言えるんじゃないかと思っております。確かに、幾ら手厚い助成制度がございまして、求人そのものが少ないときには効果はないわけでございますけれども、ちょうど五十四年後半から五十五年前半にかけては経済活動も活発になってまいりまして、雇用関係についても多少の改善を見た時期でございます。そういう意味で先生御指摘のように、労働時間に対処するというようなこともそれまでは行われておったわけではございますが、経済活動の状況を反映して求人を出そうというときにこの制度があったということは、若年者に対する求人、中高年層者の求人に誘導するといえますか、そういう効果もあったのではなからうかと思うわけでございます。この開発給付金制度そのものが、雇用をゼロのところをプラスにして、雇用をつくり出すという効果はないかもしれ

ませんが、安定所の職業紹介による就職の状況なんかを見ましても、高齢者、中高年層者の雇用率がこの五十四年以降上がっておりまして、そういう意味で政策的な効果はあったんじゃないかと思っております。

○小平芳平君 まあ機動的に対処されることを要望いたします。なかなか政策的に雇用をつくり出すということは容易なことじゃないと局長が言われたとおりだと私も思います。したがって、ある場合には長い期間の努力が必要でありまして、ある場合には、機動的に速やかに対処すること、必要でありまして、時期を失しないように、政策を実行されたいというふうに希望しておきます。

次に、職業訓練についてお尋ねしますが、今回の企業内職業訓練ですね。これも先ほどの質疑にありましたが、五十七年度から実施するんだということですが、それでこの企業独自の組み方をすれば、生涯訓練という点からは相反するものが出てきやしないか、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(森英良君) お答えいたします。

御承知のように、職業訓練法におきましては、職業訓練は労働者の職業生活の全期間を通じて、段階的かつ体系的に行われることを基本的理念とするということになっておるところでございます。したがって、いろいろな段階にわたって体系的な訓練がなきゃならぬわけでございますが、終身雇用慣行を特徴とするわが国におきましては、このような生涯訓練の基本理念を達成するためには、やはり事業主の行う職業訓練というものが必要に大きなウェイトを占めるというふうなところがございます。ところが現在、企業において広く行われております職業訓練の体系は、主として新たに入ってきた社員に対する基礎的な教育訓練と、それからあとは職位の上昇に伴いまして職位階層別の教育訓練というものが中心となっております。今後、高齢化社会の進展に伴いまして重要性を増すと思われまします中高年

層者の職業能力の開発、向上ということをはっきり意識して行われる訓練というものは、きわめてまだ乏しいという状況にあるわけでございます。

したがって、高齢化社会への移行に対応しまして、各企業の教育訓練の体系を改めて見直し、必要としまして、中高年層者にも十分焦点を当てた企業内訓練計画というものをつくっていただく、そういうことを要件にいたしまして、そういう計画に基づきまして行われます中高年層者に対する教育訓練につきましては、今回お願いしております法律改正の考え方によりまして、新しい補助を考えるというのが今回の法律改正の趣旨でございます。もちろんそれ以外の企業外の訓練につきましても、たとえば能力開発訓練というふうなものにつきましてもは従来同様、今後ともさらに拡充を図っていくことも同時に考えておるところでございます。

○小平芳平君 いや、そういう趣旨は私も賛成ですが、企業で訓練を計画した場合、それは企業の都合が優先して生涯訓練というものと矛盾することが起きませんかということ。

○説明員(野崎昭君) 御指摘のとおり、企業が教育訓練を行います場合には、どうしても企業の直接必要というところに対応する教育訓練になりがちであるのは否めない事実かと思っております。ただいま局長が申し上げましたように、中高年の教育訓練が企業の教育訓練の体系の中で、まだ不十分であるというのもそういう企業の現実を反映したものと、かと思っております。そういう点につきましても、この高齢化社会に対応して改めていただく、そういう努力をしていただくことを今回の改正でねらっているわけでございます。

○小平芳平君 たいいてい公共職業訓練所は基礎的な訓練が多いわけですね、基本的なことを教えておられますから、旋盤にしてもタイル工とかそういう職種にしましても、ですから道具も古いし、設備も古いしという場合が多いと思うんですね。ですから、中高年の場合、特に中年層などはより技術を進歩させるための訓練というふうなそういう

場が必要じゃないですか。

○政府委員(森英良君) 公共訓練施設におきまして若干古いものも残っておりますが、なかなか更新が進まないという点もある程度あると思っておりますが、設備の更新につきましてはそれなりに一応配慮いたしまして、順次新しいものに替えていく努力はやっておるつもりでございます。もちろん中高年齢者の職業訓練につきましても、職業訓練を行いますからには、その中高年齢者があるいは職場転換をする場合には、そのための訓練でありますとかそういうものもありませんけれども、同時にその仕事につきまして、もっと進んだ技能を身につけるための向上訓練ということも当然中心になるわけでございまして、そういうものも含めまして、新しい教育の中では助成を考えてまいりたいというふうな考えております。

○小平芳平君 それから、この中央職業訓練審議会の建議の最後の部分ですが、「労働者の自発性のみに基づく自己啓発に対する援助のあり方について、別途、新たな視点から早急に検討を加える必要がある」と、こういうふうな述べられておりますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(森英良君) 現在行っております給付金といたしましては、主として定年退職前の方々に対しまして、職業訓練あるいは職業講習を行うというふうな関係の給付金でございますとか、そのための派遣の奨励というための給付金等もあるわけでございまして、これらを統合しかつ拡充しまして、生涯訓練助成金というものをつくり出す中におきましては、御指摘の自己啓発のための措置でありまして、有給教育訓練休暇の助成の給付金がございますが、そういうものを取り込みまして、同様に事業主が生涯訓練の理念に基づいてつくる段階的、体系的な訓練計画がありまして、それに基づいてそういう措置が行われます限り、同様に助成してまいりたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 言うまでもないことですけれども、中高年齢者の訓練が再雇用に結びつくことが

望ましいわけですが、もちろんそのために訓練を受けるわけですが、失業給付の支給期間が終わってから、訓練手当を受けるためにやむを得ず訓練所へ入る、そういうようなことの繰り返しにならないようにと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(森英良君) 御趣旨のとおりでございます。なるべく実質的な職業訓練ができればよろしいに配慮してまいりたいと思っております。

○小平芳平君 次に労働時間についてお尋ねします。まず、週休二日制はどのくらい実施されておりますか。

○説明員(小村雅男君) 統計的な数字でございますので私から御説明申し上げますが、週休二日制は五十四年の九月現在という数字しか現在押さえてないところでございます。五十四年九月現在で、企業単位で申し上げまして何らかの意味の週休二日制と申しますものが四六・一%、労働者単位で押さえて七二・九%という方々に何らかの意味の週休二日制が行われております。

○小平芳平君 この辺は労働大臣どう考えられますか。週休二日制というものは、何でもかでも実現しさえすればいいというわけにもいかないでしょうし、いろんな企業の実情とか、また日本経済の何かというふうなこともあるでしょうけれども、基本的にはいまの御説明のように、何らかの形で週休二日制と言われる場合は欧米の週休二日とは違うわけですね。四週五休とかいろいろ実態が違いますが、大臣の御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(藤尾正行君) この労働時間の水準を、週休二日制をまずもって実行いたしまして、昭和六十年に欧米主要国と同じようなところまで持っていくということをやっておるわけでございまして、この私どもの願ひといひますものは、掛け値なしの週休二日を六十年までに行き渡らせようということでございます。ただ、その手がかりをいたしまして、たとえば公務員というように場合には、一遍にそこまで飛び上がるわけに

もいかないものでございまして、とりあえずその試行をいたしまして、それでは一週間二日休んでみたら、たとえば警察はどうなるだろうか、消防署はどうなるだろうかというふうなことを含めまして、いま、まことに申しわけのないことでございましてけれども、実験的試行をやらしていただいておりますのでございまして、その試行期間をできるだけ短くいたしまして、完全週休二日に持っていくべき私どもは措置をやらなければならぬ、かように考えております。

昨年の十二月に、えらい長い名前で恐縮千万でございますけれども、週休二日制等労働時間対策推進計画というふうなものをくりまして、この計画に従いまして労働間で努力をしてもいいというところでいまやっております。ございまして、これも、かなりこの理解が進んでまいりました。これは言えると思っております。でございますから、これはまた定年制と同じようなことでございまして、これも、ある程度まで参りましたならば、あとはそういう一つの定着した方向に行っておるんだからこれにならなくていい、いままでは御理解を願って推進していただきた程度のものでございましてけれども、それから先は、やはりこれを実行していただきたために、どのようなことになるかという御計画をいただいて、その御計画どおりに進めていただくという約束を願うところ、かように考えております。

○小平芳平君 掛け値なしの週休二日制が六十年までに実現すれば一番いいわけでありまして、で、ちょっとそれと関連しまして、週労働時間を四十八時間から四十時間へ持っていくというところについては、労働省はどのようなことを考えておられますか。

○政府委員(吉本実君) ただいまの四十八時間を四十時間にするとすることは、具体的には週休二日制を推進していくということに実質的にはなろうかと思っております。そういう意味で、先ほど大臣が申したとおり、週休二日制を含めまして、先は

どの推進計画に基づきましていろいろ努力をしまいたいというふうな考えているところでございます。

○小平芳平君 それで、完全な週休二日なんという表現、掛け値なしの週休二日なんというのがかしいんですけれども、どのくらい実施されていると考えておられますか、現在の状態では。

○説明員(小村雅男君) 完全週休二日制につきましては、先ほどの五十四年九月の段階でございまして、企業割合で三十人以上の経営をいたしましては五・六%、労働者、働いている人の単位で数えますと二三・五%ということでございます。労働者単位で見ますと四分の一近くの方が完全週休二日制のもとで働いていらっしゃるということでございます。もちろん企業規模によりまして普及度というものは違いますが、大企業の方で完全週休二日制の方は割合が非常に高い、中小企業ではおくられているというふうな状況があるわけでございまして。

○小平芳平君 六十歳定年よりもこの方がむしろいい感じが受けますね。それで、ちょっとそれに関連しますが、時間外労働、休日労働、これは協定でいま無制限にできるようですが、これを時間外労働、休日労働を法律で制限するということは考えておられますか。

○政府委員(吉本実君) 時間外・休日労働につきましては、私も行政指導としまして、たとえばいわゆる三六協定の届け出等を通じて具体的な指導を行っているところでございます。この時間外労働については、現在そういう各企業の実態、また基準法のいわゆる監督権を行使することとを前提とした最低労働条件を定める法律という観点からも、法律でこれを正していくというところは考えておりません。

○国務大臣(藤尾正行君) ただいま基準局長から申し上げたとおりでございますけれども、私は先生のおっしゃられるとおり、週休二日よりはこちら

らの方がむずかしいと思います。がしかしながら、それやっこいこうというわけでございますから、できるだけのことやってみましてどこまでいきますか、それを見まして、そうしてこれはもうどうしても強制力をもってしてでなければいけません。ということであれば、これはそのときに十二分に各審議会等々にお諮りをいたしまして御相談をさしていただきますけれども、私どももいたしましては、法律によらないでやっていたら駄目というのが理想でございますから、できるだけその姿勢を貫いていきまして、最後の土壇場まで努力をしてみたいというのが偽らざる私の考えでございます。

○小平芳平君 いまの大臣が週休二日よりこの方が表現されましたが、定年六十歳よりもこの方がという意味でよろしゅうございすね。

○国務大臣(藤尾正行君) はい。

○小平芳平君 次に、時間外の割り増し賃金、これを引き上げることは考えておられないかどうか。まあそういう問題は昔から出ておりますけれども、いまだう考えておられるか。

○説明員(小村雅男君) 時間外の割り増し率を引き上げるべきではないかという御議論は、かねてからあるところでございます。ただこれにつきましては、五十四年に労働基準法研究会の賃金関係についての御報告もいただいておりますところでございますが、時間外割り増し率を引き上げるというのには、いわゆる過重な、恒常的な時間外労働を防ぐために、そういう引き上げのなことで残業規制の効果を期待するわけでございますが、そのような割り増し率を引き上げた場合に、そういう抑制効果が当然あるわけでございますが、片方でやはりお金がほしいという率直な感じもあって、そのように有効に時間外労働規制に役に立つかどうかという点については、まだ完全に議論が一致しておらない。この問題はもう少ししばらく労使で、それぞれの企業内で時間外割り増しをどの程度にすべきかという御議論が詰まっていくなを待って考えるのが大筋であろうと、このような御指摘をいた

だいております。私どもも時間外割り増しの問題につきましましては、労使の御議論の中で、それは現在でも法律の二割五分を三割でやっているとというような事例は幾つもあるわけでございます。そういう御議論の深まることを期待してまいりたい、このように考えております。

○小平芳平君 次に、時間外割り増しの基礎賃金の範囲を拡大する、これは当然の要求でもありませんけれども、これはいかがですか。

○説明員(小村雅男君) やはり先ほど申し上げました研究会の御議論の中で、御指摘の割り増しの基礎賃金の範囲と申しますと、ボーナスを含めるべきではないかという御指摘かと思ふんでございす。ボーナスを入れるべきではないかという意味の御議論がかねて労働組合の方からも提起されておるわけでございますが、技術的に非常にむずかしゅうございまして、六カ月単位というボーナスと、残業割り増しというのは毎月毎月計算するものでございまして、技術的な問題がちょっと現在のところ対応できないということ、これは基本的な割り増しの毎月毎月のものの基礎にはむずかしいんじゃないかという御指摘をいただいております。

○小平芳平君 技術的にむずかしいだけであって、考え方には賛成ですか。

○説明員(小村雅男君) 技術的に困難と申しましたが、現実的にそのようなさかのぼった形のものとなりますと、法的に申し上げていっても、いわば毎月払いという原則があるわけでございます。残業賃金を踏まえまして、ところが、六カ月後にならなければ仮にボーナスを入れた場合に計算ができないということになりますと、極端な場合、六カ月遅配の割り増し賃金を払うということ、これは基準法が要請しております毎月払いの原則にも触れかねない問題もございまして、単なる技術論で申し上げましたが、言葉不足でございまして、基準法の毎月払いという賃金支払いの基本原則にも触れかねない要素も持つておるということでございます。

○小平芳平君 次に、年次有給休暇をどのくらい利用しておられるか、とっておられるか、これは中労委の調査が発表になっておりますが、労働省ではそういう調査はないかどうかですね。五十五年に六三・六％ということ、五十三年の六七・〇％より下がっているという中労委の発表ですね。これなどはどう考えておられますか。

○説明員(小村雅男君) 先生御指摘の中労委の調査、私どもも拝見してございす。これは中労委の調整、あつせんの対象になるいわば大企業のデータでございす。中小企業含めての数字につきましては、私どもの方で実施しております賃金労働時間制度調査というものと、それから労働者福祉施設制度調査というものと、その両方の結果からの推計という作業が可能なんでございす。その結論で申し上げますと、大体六一％という数字を押さえてございす。大企業の数字と若干違つておるわけでございます。

○小平芳平君 年次有給休暇がとりにくくなったんじや逆行ですね、これは。労働大臣が非常に熱心に、年次有給休暇をとるべきだというふうに言われた大臣もありましたですがね。欧米の慣行とは、日本としての慣行があつてなかなか欧米のようには日本はいきませんけれども、またやる必要もありませんけれども、少なくともこうした年次有給休暇という基本的なものは消化する、消化してくださいという政策が必要じゃないですか。大臣のお考えを伺いたい。

○国務大臣(藤尾正行君) 御指摘のとおりでございます。私どももいまお願いをいたしております。五十五年に六三・六％という数字、五十三年の六七・〇％より下がっているという中労委の発表ですね。これなどはどう考えておられますか。

○説明員(小村雅男君) 先生御指摘の中労委の調査、私どもも拝見してございす。これは中労委の調整、あつせんの対象になるいわば大企業のデータでございす。中小企業含めての数字につきましては、私どもの方で実施しております賃金労働時間制度調査というものと、それから労働者福祉施設制度調査というものと、その両方の結果からの推計という作業が可能なんでございす。その結論で申し上げますと、大体六一％という数字を押さえてございす。大企業の数字と若干違つておるわけでございます。

は、それではその年次有給休暇を消化しなかった場合にどうするんだということになってまいります。これは私どももいたしましてはとにかく何にも方法がないわけではございまして、そのようにお願いいたしますというその姿勢のほかもよつとそのアプローチのしようがないということで、いま実は悩んでおるところでございす。しかし、何とかいたしまして日本の一つの労働体制、労働条件といひまするものの中におきまして、休むというところが悪だというような物の考え方をやはり取り去るだけの努力は続けていかなければいけないじゃないかと、かように考えております。

○斎藤タケ子君 それでは、限られた時間でございすので二点ほどにわたつてお伺いをしたいと思います。

これ、鈴木総理も国会の冒頭、所信表明でもゆとりある生活の大切さということを強調されました。ところが、労働の分野で見ますと、これは昨年から景気のかげりで雇用情勢というのは大変暗くなつてきているのは、同僚委員からの御質問の中でも出ておるわけでございす。二月には百三十五万人の完全失業者が出た、前年同月比で二十四万ふえたというの、やはり相当な危険な情勢にきていると思ふわけでございます。そういう中で、本日に今日の雇用情勢の中での問題点を幾つか突はお伺いをしたいと思つていたわけですが、何でも何と言つても労働時間の短縮の問題、定年延長の問題、賃金の引き上げの問題、加えて健康の確保、保持の問題等々幾つかお聞きをしたいと思つておりましたけれども、時間の都合もありまして、定年延長のことについて、これは同僚委員の皆さん方からも集中的に出ておるところでございすので、私もこの点についてお伺いをしたいと思つております。

雇用情勢の悪化の中でこそ、いよいよ定年延長というものが推進をしていかなければならないと思ふわけでございます。すでに先ほどからも御報告があつておりますように、六十年までに六十歳定年をとるということで御推進になっておられるよう

ございませけれども、先ほど御説明がありましたが、五十五年の一月現在の統計では、六十歳以上の定年制のところは三九・七％、約六割が五十九歳未満ということになっているんですね。その中で、それじや企業別、企業規模別に見たらどうなんだろうということですが、それはどうでしょう。

○説明員(若林之矩君) 先ほどの雇用管理調査の結果でございませけれども、まず、五十五歳定年の方からまいります、産業の計で申しますと、いま先生おっしゃいましたように三九・五％でございませけれども、五千人以上で三五・三％、千人から四千九百九十九人で三八・九％、三百人から九百九十九人で四五・一％、百人から二百九十九人で四四・四％、三十人から九百九十九人で三七・一％でございませ。

他方、六十歳定年でございませますが、平均はたまたま先生御指摘のように三九・七％でございませが、五千人以上は二七・六％、千人から四千九百九十九人が二四・五％、三百人から九百九十九人が二六・一％、百人から二百九十九人が三三・二％、三十人から九百九十九人が四四・一％という結果でございませ。

○香脱タケ子君 いまお聞きのとおり、いわゆる定年延長についても、規模別に見ても大企業の達成率というのは低いわけですね、平均が三九・七ですね。ところが、実際には五千人以上の企業で二七・六ですね、千人から四千九百九十九人の規模では二四・五ですね、それから三百人から九百九十九人までが二六・一と。で、九百九十九人以下の一番小さい規模のところでは四四・一ですね。やっぱりこの分野でも大企業の達成率というのはおくれいているのが数字を見ますと示していると思うわけでございます。今後、やはり六十年までに、特に今日の雇用情勢を見まして、定年延長を推進していくという点を考えますならば、これは社会的影響力の大きい大企業に対する定年延長の指導というのは強化しなければならぬと、数字が示していると思うんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(藤尾正行君) 御指摘のとおりでございまして、五十五年一月の時点におきましては、ただいま御議論になられました数字ということになっております。しかしながら、そういう数字であればこそ、私もそれはその一番成績の悪いやつからどんどんと成績をよくしてもらうための指導をやるということでございまして、このところ急速に改善をいたしておりますのは、その一番悪いところのやつがどんどんと改善をしつつあるということとございまして、私も六十年までになどというのなきに言っていただけない。実は、そのころになりまして、たとえば年金というふうなものを考えてみまして、それがどうなっていくかということ、これは非常におぼつかないわけでございますから、そういうことを考えてみましても、できるだけ早くそういう支障の起こるようなことにならないようにということとございませますので、まずもって、そういう能力を持っています大きなやつが成績が上がるんないかということとこれを放置しておくわけにはまいらぬわけでございますから、私が腕によりをかけたとしても、一番悪いやつに一番厳しく指導をさせるといふのは当然のこととございませますから、さよういたさせます。

○香脱タケ子君 大変強い御答弁をいただきました。ところが、たとえば身障者の雇用率を見て、大企業が悪い、定年延長を見ても大企業の率が悪く、こうなってくるとやっぱり格段の御指導の強化というのが要するであろうと思っております。大臣の御答弁に期待をいたしまして、この次の統計にはどういふふうにあられるかということとで御期待を申し上げたいと思うわけでございます。で、高齢者の雇用対策の推進についていろいろと労働省では御指導なさっておられるようでございます。御指導に当たって通達等もお出しになっておられるので、私も拝見をいたしました。五十四年の一月二十三日には労働省の職安局長名で各府県知事あてにお出しになっておられます。なかなか丁寧な御指導になっているんですね。五十

四年一月二十三日の「個別企業の指導」ところには、「基本的な考え方」として、「定年延長の障害となる賃金源の増加や人事の停滞等の問題を解消するため、延長後は」ということで三つの基本を出しておられる。一つは「労働能力、労働内容にに応じ、横ばいなし低下するような賃金体系」。二番目は「延長後の期間を加算しない退職金制度」。三が「ラインからスタッフへ移行するよう人事管理システム」。

大変親切に書いておられる。さらに、それから五十四年の十一月十九日には、基準局長と職安局長の連名で、これまた通達をお出しになっておられます。これ聞いたっていいんですけども、資料をいただいているから私申し上げませんが、これも一層懇切な御指導になっているようですね。この通達の三ページの(4)のところ、定年延長を円滑に進めるための指導の内容ということで、

「イ」の「賃金・雇用慣行の改善については、基本的に労使の自主的な話し合いによって決定するものが原則であるので、賃金・退職金制度、人事管理制度の改善指導に当たっては、この点に十分に留意すること」ということで、わざわざ「五十二年十二月の賃金制度研究会報告」「定年延長とこれからの賃金制度」を活用するとともに「云々」ということで、「報告の内容の骨子は以下の通りである」ということで、また一、二、三というふうに御指導になっている。

この(イ)には「定年延長を阻害している年功的自動昇給を四十五歳―五十歳程度以上の年齢層については緩和ないし停止し、このような年齢層については仕事や能力に応じて昇給するシステムに改善すること」。

なお、賃金カーブを旧定年年齢前の四十五歳―五十歳程度から修正する場合には、この層は生計費がピークを示す年齢層であるので、この層については賃金水準をできるだけ改善しておくこと。

(ロ)「また、退職金制度についても、現状では退職金額が勤続年数に応じて累進的に増加するような仕組みのものが多く、このことが定年延長の阻害要因の一つとなっていると考えられるので、定年延長を円滑に進めるといふ観点からは、一定勤続年数以降は退職金額が累進的に増加するような方式を改善すること」。

大変懇切な指導がなされているわけですね。私は、この問題についてちょっと疑義を感じるわけですね。と言いますのは、労働省が、賃金の問題についてはこれは不介入の原則だという原則を立ててきておられた。だから、この十一月の通達でも、基本的には「賃金・雇用慣行の改善については、基本的には労使の自主的な話し合いによって決定するものが原則である」といふことをわざわざお書きになっているんですが、指導の内容はこんなに、賃金は定年延長以後は上げぬでもいいと、停滞ないしは下げてもよろしいとか、そんな、退職金は定年延長になったらどんどん上げぬでも、もうとめておいたらよろしいというふうなことまで指導するといふのは、これは、そういうやり方を労働省の指導によって奨励をするといふふうなことになっていると思うんですが、これについては御見解いかがですか。

○説明員(八島靖夫君) 定年延長に関しまして、定年延長の意義、必要性につきましては、労働基準局におきましてはいろいろ機会を利用いたしまして、関係労使に対しまして周知徹底を図っているところとございませ。

また、定年延長を進めるに当たりまして、従来の年功的な賃金、退職金制度が阻害要因となっていると、こういうふうなケースが間々あるわけとございませ。このような場合に、そのような企業の労使から基準局に対してはお求めがありまして、ときには、私も、そのような制度の改善の具体的な事例、あるいはいま先生からお話ございました、賃金制度研究会の報告の内容などを一つの参考資料として情報提供しているわけとございませ。私もそういうことで、一定の考え方を企

業の労使に押しつけるということではございせん。

○査脱タケ子君 いや、それはもう、企業に押しつけるなんてことを言われたら、えらいことですよ。押しつけないのは当然のことなんです。しかし、ちゃんと通達の文言に書いて指導しているということになると、労働省がそういう方向で企業に対して指導をするという結果になるわけですよ。そしたら、定年延長というのが、老齢化社会を迎えてどういう対策を総合的にとらなきゃならないかという、総合対策の一つとして定年延長の問題もあるわけなんです。こんなものもう従来の定年過ぎた以上は、給料上げぬでもよろしい、下げてでもよろしい、退職金は横ばいでもよろしいというようなことを言うたら、定年を延長して働いていくという勤労者に対しては、これは恩恵で働かせているんだというふうな、こういう觀念を与える結果になることはもう明らかですよ。これは、今日の高齢化社会を迎えての総合対策の一環としてやられていく定年延長を推進するという施策としては、きわめて不適切だと思われたい。第一、労働省という省の設置基準から言ってもこれはおかしいです。そんなこと言われぬでも、現実には下がってきている。これは「賃金と社会保障」に出ておきます資料を見ても、一九七三年と七九年のモデル定年退職金を比較してみても、時間がありませんから詳しく言いませんけれども、実質的には退職金は八四・二%に目減りをしていて、もう間髪はして言うたんですけれども、こういう結果が現実には進行しているのに、さらに労働省がそういう方針で指導をされますと、これは大変なことになると思われたいでございます。

○説明員(八島靖夫君) 先ほど申し上げましたように、定年延長を進めるに当たりましては賃金制度、退職金制度の改善などにつきましては、基本的に労使の方々で十分話し合いの上決めていただく、この基本的姿勢には変わりございません。

○説明員(八島靖夫君) この通達は、ただいま先生がお読み上げになりましたように、この賃金制度研究会の報告の内容を骨子としてここに掲げてあるものでございまして、先ほど申し上げましたように、この考え方を当該労使に押しつけるというものでないというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○省脱タケ子君 社会的責任を果たすために必要だからというところで定年延長奨励金を出しているんでしょ、それは。そういうことならね、これはあれでしょ、恩恵的にやってくれということと違わうでしょ。国の施策として、これは、それぞれの企業の社会的責任を果たしてその任務を推進してもらいたい、そのためには政府も援助をいたしなさいというところで、定年延長奨励金という制度をつくって指導をしてきているわけでしょう。そこが基本であって、とにかく、給料は下げてでもよろしい、退職金はふやかぬでもよろしいというふうな指導は、労働省がやるべき指導ではなからうと思われたい、その辺はもうはっきりしてもらって、はっきりしているんなら、こんなもの通達変更しなさいよ。

○説明員(八島靖夫君) 定年延長を進めよう場合には、企業の実情によりましていろいろなケースがあるわけでございます。中には賃金制度などの改善、変更をしなくても定年延長ができる企業もございまして、しかしながら他方、定年延長を進めるに当たりまして、賃金制度、退職金制度の変更はせざるを得ない企業があることも、これもまた事実でございます。そのような場合には、変更しなければならぬ場合には、関係労使が十分話し合いの上、納得した上でなければならぬ定年延長というものを進めるに当たります。

○省脱タケ子君 労働組合がそういう考え方を押しつけるのは、これは御自由です。そういう労働組合もあるわけですからね。労働省は一体だれのための労働省なんですか。下げてでもよろしいと一部の労働組合がそういう意見を出したからいいこととて、引き続きこういいうりやうで指導しますと、こんなこと公然とやうていいですか。そうではないでしよう。あくまで賃金の問題、定年延長後の

賃金の問題、あるいは退職金の問題というのは、労使間で自主的に決められるのが原則でしょう、あなたのところに書いてあるでしよう。賃金不介入の原則をこころは貫くのか、これはもうストップさせるのかという境目ですよ。だから聞いておるんです。

○国務大臣(藤尾正行君) いまおっしゃられるとおり、賃金という問題は、決定に私どもが介入をすべきではない、大原則でございますから、これはどこまでもその原則は生きておるわけでございます。そういう、その原則が生きております中でいろいろな施策をやっていくわけでございますけれども、それをやります場合には、いままでは五十五歳の定年制度という枠組みの中でのいろいろな給与体系をそれぞれお考えでございますから、これを六十歳まで延長していただく、あるいはさらに六十二歳でも五歳でも延長していただくというのを私もお願いしなければならぬ立場でございますから、そういうことをしていただくためにはそれ相当の考え方の変更が私はあつても仕方がないではないか、こういうこともございまして、そういうことを頭に置いて参考にして、そして労使のそれぞれの御相談でお決め願いたいというのが恐らく私は通達の趣旨であつたらう、かように思います。その辺のところは御説明な省脱先生のごときでございますから、十二分におわかりになった上で言っておられるのだらうと思われたいけれども、私どもがそういうことと賃金形成といふもの、私どもがそういうことという、そういう不逞な気持ちは毛頭持つてないということをおし上げておきます。

○省脱タケ子君 こんな時間かけようと思わなかつたんだけれどもね。本当に大臣のおっしゃったように賃金不介入の大原則を侵すようなおそれのある通達はやっぱりよくないと思う。現実に、私が申し上げたように、これは退職金一つを見ましても八四%まで実質目減りしているのが起こっているわけですよ、実際にはね。だから、全体としてそ

うに、定年延長を進めるに当たりましては賃金制度、退職金制度の改善などにつきましては、基本的に労使の方々で十分話し合いの上決めていただく、この基本的姿勢には変わりございません。

○説明員(八島靖夫君) この通達は、ただいま先生がお読み上げになりましたように、この賃金制度研究会の報告の内容を骨子としてここに掲げてあるものでございまして、先ほど申し上げましたように、この考え方を当該労使に押しつけるというものでないというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○省脱タケ子君 社会的責任を果たすために必要だからというところで定年延長奨励金を出しているんでしょ、それは。そういうことならね、これはあれでしょ、恩恵的にやってくれということと違わうでしょ。国の施策として、これは、それぞれの企業の社会的責任を果たしてその任務を推進してもらいたい、そのためには政府も援助をいたしなさいというところで、定年延長奨励金という制度をつくって指導をしてきているわけでしょう。そこが基本であって、とにかく、給料は下げてでもよろしい、退職金はふやかぬでもよろしいというふうな指導は、労働省がやるべき指導ではなからうと思われたい、その辺はもうはっきりしてもらって、はっきりしているんなら、こんなもの通達変更しなさいよ。

○説明員(八島靖夫君) 定年延長を進めよう場合には、企業の実情によりましていろいろなケースがあるわけでございます。中には賃金制度などの改善、変更をしなくても定年延長ができる企業もございまして、しかしながら他方、定年延長を進めるに当たりまして、賃金制度、退職金制度の変更はせざるを得ない企業があることも、これもまた事実でございます。そのような場合には、変更しなければならぬ場合には、関係労使が十分話し合いの上、納得した上でなければならぬ定年延長というものを進めるに当たります。

長というものも実現できない、そういうことだろうと思っております。したがって、私どももいたしましては、実際に定年延長した企業の経験なり、知恵なり、そこににじみ出ておりますところの労使の努力とか知恵というものを広く関係者の方々に情報として提供しておるわけでございます。賃金制度研究会の報告も、そうした考え方の一例として私ども提供してやっております。

○政府委員(関英夫君) 定年延長を阻害する要因をいたしまして一般的に言われておりますのが、まずは人件費コストの問題であり、それから人事管理上の諸問題であり、まあそのほかにもございしますが、その点は、この定年延長の実効ある方策、立法化問題を含めて審議しております雇用審議会のことしの一月に出されました答申の中でも触れられておることとございまして、そういう阻害要因については、これは単に使用者側が言っているだけでなく、組合側からも、年功賃金、退職金制度を何らかの形で修正していく必要があることが指摘されているというふうに言われておるわけでございます。定年延長を政府の施策として、昭和六十一年までに六十歳定年を一般化するということとを強力に進めようというには、この阻害要因の解決方策について、労使で自主的に交渉して決められるところはもちろんそれで済むわけでございますけれども、一つの参考的な考え方、そういうものを示した上で、自主的に判断して定年延長を進めたいかどうか、これは、政府としては非常に必要な施策だというふうに私も考えて、今後ともそういう考え方で進めていきたいと思っております。

○省脱タケ子君 労働組合がそういう考え方を押しつけるのは、これは御自由です。そういう労働組合もあるわけですからね。労働省は一体だれのための労働省なんですか。下げてでもよろしいと一部の労働組合がそういう意見を出したからいいこととて、引き続きこういいうりやうで指導しますと、こんなこと公然とやうていいですか。そうではないでしよう。あくまで賃金の問題、定年延長後の

ういう方向に來てゐるというのは、勞使が自主的にやられてゐるということになつてゐるわけだから、これは労働省がわざわざ定年延長したのなら、従来どおり賃金上げなくてもよろしいんだと、退職金もそうそう値上げしなくてもよろしいんだというような具体的な御指導は、これは必要ないですよ。それこそ企業に自主的にやらしたらいひわけで、勞使が自主的に相談をしてお取り決めにしなければいゝことだと思つて、そういう誤解を招くような通達というのは、大原則に触れるようなおそれのある通達については、変更すべきだと私は思ひます。

もう一つ聞きたいと思つたんだけど、時間がないんですがね。

一つだけもう簡潔に申し上げますが、それは、身体障害者の雇用促進の問題に絡んでなんです。まあ加業を抜きまして、問題はもうさんざんやられてきております雇用率の引き上げの問題、それから納付金の見直しの問題ということなんです。これは決定されて五年になるわけですから当然見直しの時期になつてゐる。もう一つは知恵おくれの人たちの雇用率というのが法定化されてゐない、対象外ですね。これは、國際障害者年でもこの問題については行動計画で国内活動の中では「障害者の教育及び雇用に関し、起り得る差別的な慣習を除去するため現存する法律を見直すこと。」などということが出ております。

時間がありませんので一つにしまして聞きたいと思ひますが、障害者雇用を推進していく上で、やっぱり労働省としてきちんとしてほしいなと思ひますのは、この納付金の問題なんです。一つは、これは、この制度が改正され納付金制度が取り入れられるときに、三万円では、これはどんな雇用率が上がるというのではなしに三万円出して雇われ方が楽だみたいなことになつたのでは困るという論議は私もいたしましたし、各方面からそういう指摘が出てまいりました。ところが、私はやっぱりこれはもう國際的に見ても安し、障害者団体の要求から言つても非常に少ない

と思つてゐるんですが、もう一つの面から見ると、たとえば労働省で発行されてゐる資料によりまして、五十四年度の現金給与以外の労働費用という一覽を拝見した、これでですね、(資料を示す)これはおたくから出てゐる資料です。これ見ますと、五千人以上の企業では給与以外のいわゆる何と言ふんですかな、労働者一人雇つたら要するといふ、いわゆる現金給与以外の労働費用というのが五千人以上の企業では六万三千八百八十八円、千人から四千九百九十九人までで四万九千一百一十円です。三百人から九百九十九人の企業では三万九千二百二十四円なんです。全部三万円以上なんです。ね。一人雇つたら六万円以上もかかるということであらう、これはもう障害者であらうが健康者であらうがかかるわけですが、それだったら三万円払うておいた方が半分以上で済んだら楽やということになるんですよ。こういう点なども見ますと、これはもう御検討になつておられると思ひますけれども、まあ罰金ではないと言つても、障害者を雇用するより三万円払うておいた方が安上がりやと、こういう事態というものはやっぱり一日も早く改善をするべきだと思ひますが、これは大臣に最後に御見解を伺つておいて——どんなふうにしてゐるかというのはいさう知つてゐるんですよ、十分論議に参加をしておりますので、しかし、この面から見てもこういうことになるんじゃないかという点を御指摘申し上げておきますので、大臣、最後に一言お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(藤尾正行君) これは香脱先生の御意見に私はその点は全面的に賛成でございますけれども、とにかく身体障害者にお働きの場を差し上げるといふようなことを金勘定で、六万円だからこれは三万円にしておけば半分で済むというようにな、そういうばかな考え方で対処されるというやうな、それほど私は非常識な人ばかりいるとは思ひません。

そこで私もいたしましては、ちょうどこの五年目の節目に当たつておるわけでございますから、現にこれは検討をお願いいたしております。

と同時に、私もとはいかなる犠牲を払いまして、この國際障害者年という一つの意義のあるこの時点において、できるだけ可能な限り身体障害者あるいは心身障害の方々のお喜びのために、生きがいを見つけていただくために、その場をつくつていただくために、そのためには、私もどがこうやつて集めておりますお金もどんどんお出しをいたしますよということをやつておるわけでございますから、本来、私もどが集めさせていただきます。おります金がゼロになつて、マイナスになつていくような状態が望ましいわけでございます。必ず私はそこまでの運動を展開していかなければならぬと思ひます。そういうことは、私もどだけでなくて、この審議に参加をしておられます審議委員の方々は私もど以上にお考えでございますから、その点は私もどが考えておりますような恐らく議決をなすつていただいて私もどに御建議をいただけるものと、私もどさうに期待をいたしておるわけでございます。

○柄谷道一君 複雑多岐にわたつております雇用関係の各種給付金を整理統合して、給付金が有効に活用されるように抜本的に見直すべきである、私はこの問題を再三本委員会でも主張してまいりました。そうした意見も入れられましてこの法律案が提案されたことを、まず評価いたしたいと思ひます。しかし、その内容につきまして、なお若干解明を要する問題がございますので、以下、逐次御質問をいたしたいと思います。

まず第一は、定年延長奨励金の廃止についてでございます。政府は、昭和六十年を目途に六十歳定年制の普及をさらに推進する、そして六十歳定年制が定着すると、それを前提として定年延長奨励金は昭和六十年十二月末までのものとしたしまして、

〔委員長退席、理事高杉彬忠君着席〕
その後は、六十一歳以上への定年延長や継続雇用制度を設けてゐる企業に対して、新たに高年齢者雇用確保助成金制度を創設する、これがこの構想でございます。

それでは昭和六十年の十二月末までに完全に六十歳定年制が定着するという見通しと確信があるのかどうか、これが問題であらうと思ひます。衆議院の社務委員会における政府答弁をずっと読んでみましたが、昭和六十年六十歳定年の実現はそれを一般化したいという目標は強調されております。しかし、およそそれから二年ぐらゐ後に六十歳以上の定年制を持つ企業は四七・五%ぐらいになるであらうという見通しは述べておられますけれども、定着の確信については全く触れられておりません。また、職業安定審議会では「今後の定年延長の進展の状況に応じ、必要があれば現行の定年延長奨励金の廃止の時期について改めて見直しを行う」と、こう建議されております。

私はこういう実態から見まして、具体的に伺ひますが、政府は五十八ないし五十九年ごろに定年延長の進展状況を再度把握をして、六十歳定年制がまだ一般化していないと、こういう状況の場合は廃止の時期をおくらすこともあり得ると、こういうことに理解してよろしゅうございませうか。

〔理事高杉彬忠君退席、委員長着席〕
○國務大臣(藤尾正行君) 非常に柄谷さん、せっかくの非常な御親切な御質問でございますけれども、私は労働大臣といたしまして、その給付金の支給時期をおくらせるなどということは夢にも考えていないわけでございます。絶対にやらしてみせるというのが私の信念でございます。私が政治家である以上はこれはやらせまうから、必ずそれは御信頼をいただきたいと思ひます。そのころはもうすでに六十歳じや間に合わないわけですよ。私もどはその際には六十五歳ぐらゐの定年に向けて、かなりの確信を持って前に進んでなきやいけない、それぐらゐの私もど心構えでやつておるわけでございますから、いまさら六十年までに六十歳定年制、俾そうなど言つてやれるかという話はちょっとこの際御勘弁を願つて、それから先をしつかりやれぐらゐのことを言つていただきた。私はさういふお願いをいたしたいわけ

でございます。

○柄谷道一君 大臣の決意は大いに評価するんです。しかし、衆議院の答弁見たら、昭和五十八年ぐらいいつても四七・五％ぐらいいつても六十歳以上の定年制はないでしよう、こう政府が答えておられるんですね。六十年というところから二年です。これ大臣が命かけられるかどうかは別にして、実態はなかなかむずかしい。そこで、審議会もそういうときには見直しを行いなさいと建議しておるんですから、大臣がいま言われたことはこの建議を無視するという事になります。

○国務大臣(藤尾正行君) 建議の御親切はわかりますけれども、私どもは政治をやるわけでございますから、さようなことのないようにすることです。ことごとくおっしゃるし、また事実、いまもうすでに傾向といたしまして、四七・何％なんということを言っておりますけれども、現実には半分ぐらいいつても半分以上世間はみんなそんなことはあたりまえだ、こう思っておられるわけでございます。それから、そのような考え方がすでに行き渡っており、という段階になりましたら、これはやってもいいというところを私が強く要請して、それこそあなたこれひざ詰め談判すればいいわけでございます。それから、御懸念のようなことは私はない。ただ、労働省のお役人の方々が正式なこういう公の場でそれだけのことを言う勇氣は持っておりませんから、非常に慎重深く、むにやむにやというふうなことを言っておられるわけでございます。けれども、そのようなことは私はさせませんから大丈夫でございます。

○柄谷道一君 大臣のいまの答弁、私は記憶にしっかりとどめまして、まだ参議院議員としての任期でございますから、公約が守られていない場合はひとつ大臣にそれこそ本気になって怒りたいと思います。

そこで、いま大臣の強力な行政指導の姿勢は伺いました。にもかかわらず、仮にも六十年十二月末までに六十歳定年制が実施できないという企業

は、特別の事情が存在するか、または高齢化社会の雇用政策について全く理解、認識を欠く企業と、こう言わざるを得ないと思うのでございませう。その際、何らのペナルティも課することなく、仮に定年延長奨励の措置を廃止するという事になったとすれば、それはそのような六十歳未満の企業を放置するという結果になるわけですね。

雇用審議会は本年一月に中間答申を行っておりますが、それによりまして、立法化問題についてはおおのしき意見には大きな隔たりがあるので、今後の定年延長の進展の動向を見きわめつつ検討を続ける、こう大臣に答申がされております。私は、いま言いました定年問題は審議会からの答申を待つという受身の姿勢ではなくて、大臣がそこまで強く六十歳定年制の実現を求められるとすれば、六十歳定年制を定着させるために当面は強力な行政指導を推進する、しかし、その進展の動向によつては法制化を検討せざるを得ないと、これぐらいいつても意思を表明されていられるリーダーシップを発揮するのが、私は労働省の雇用政策を完全に見現させる道ではないか、こう思うのでございませう。私どもはいま定年制の法制化を要求しておりますけれども、それができないとすれば、一定の時期には情勢を見てそれらのことは考え、これぐらいいつてもおしえていただければいい。

○国務大臣(藤尾正行君) 先ほどから申し上げておるわけでございませうけれども、私は法律を決めて、縛つても出さなければならぬというふうな政治は愚の極だと思ふんです。私どもは政治の軽重を世間、国民の前に問うわけでございませうから、そのような縛つきまで出してやらなきやならぬほどの力ではこれは話にならぬわけでございませう。それから、そのようないふことないうことををこらやうて申し上げておるわけでございますが、このことはこの委員会では申し上げますと同時に、これは国民全体に私どもの意思を表示するわけでございませうから、このことを世間でござい

んになられて、企業者の方々が、藤尾というやつは参議院の権威ある社労委員会でそんなことを言っているけれども、やれるものならやってみようというふうなことでせう。これは政治自体が無視されておるといふことに通ずるわけでございませう。そのようないふことをさせるわけにはいかぬわけでございませうから、それ相応な私は決意を持って申し上げておるといふことをお聞き取りをいたして、そこら辺のところは、それは私も人間でございませうから一つぐらいいつても残るかもしれないけれども、そのときにこの野郎というときに、この野郎と言え

るような法制があつた方がいいのではないかと、御親切はわかります。しかしそのようなことがなくとも私どもは必ずその目標を到達することはできるといふのが私どもの信念でなければいけません。私はかように考えております。

○柄谷道一君 大臣が昭和六十一年の十二月まで労働大臣で在任しておられる問題は問題ではないのですけれども、これはそう長期の労働大臣というのは例がございませうから、その時点で果たして労働大臣かどうか、これははなはだ失礼でございませうが、伺えませんか。しかしこれはいまの大臣の御答弁は、この労働省の大臣の継続する問題でございませうから、その決意を十分に語り継ぎ受け継がれて、いま大臣答弁のようにこの六十年には六十歳定年が完全に定着して、このようないふ最も強力な指導をこれは一応期待して見守りたいと思ひます。

次に、新たに創設される高年齢者雇用確保助成金の支給対象事業主のうち「六十歳以上の定年制を設けているもの」という点は疑問はございませう。「新たに、労働協約又は就業規則により、六十歳以上まで継続して雇用する制度を設けるもの」といふのはその内容がいやゆる漠としておるわけでございませう。すなわち、私は六十歳以上の継続雇用制度の形態につきましても、定年延長のほかにこれから再雇用制度、勤務延長制度、嘱託や臨時工、パート等による常用雇用者より短い労働時間での雇用や、子会社や関連会社における継続雇用といったように、その実態はきわめて多様な姿があらわれてくる予測されるわけでございませう。これらの内容につきましては、引き続き職安審議会でも当然検討されるものと思つておりますが、私は新助成金は、制度の趣旨に照らして幅広く活用されるようにすることが基本であるところを思ひます。この内容は省令等でこれを定められるということになると思ひますが、審議会の答申を待つとしても、その基本的なお考えについてお伺いをしておきたい。

○説明員(守屋孝一君) 先生いまおっしゃいましたとおりの考え方でございます。要は、私どもは企業の外に労働者を排出しないように、企業内にとめ置いていただくような形での雇用の維持ということを考えております。ただ、余り範囲を広げますと乱用の危険も出てきますので、そこら辺は節度を持った基準にしたいと、そういう点で審議会でもさらに詰めていただきたいと思います。

○柄谷道一君 次に、高齢化社会へと急速に移行していく中で技術革新の進展、職業生涯の長期化というものに伴ひまして、生涯訓練体制の整備が非常に重要になってくると思ひます。このためには、民間の職業訓練の果たす役割が特に重要になってくる、この認識するわけでございませう。その振興のために、労働省としてどのような施策を講じていく考えなのか、また従来の各種給付金につきましても、支給要件が画一的で弾力性を欠いていふ面ではないか、そのために活用されないという面があったのではないかと、こう私は思ひます。新しく設けられる生涯訓練助成金の支給要件につきましても、訓練対象労働者の多様なニーズ、個々の企業の実態に的確に対応できるようにできるだけの弾力的なものにするということが本法の趣旨を生かすゆえんではないか、こう思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(森英良君) 民間における教育訓練の実情につきましては、これはもうそれぞれの企業

の死活にかかわる問題でございますので、非常に熱心に教育訓練をやっていらっしゃるというのが一般的な状況であらうかと思えます。ただ、その内容を見ますと、これまでのところ若年労働者等に対する教育訓練、これは非常に熱心に行われておるわけですが、おおよそ四十歳程度を境といたしまして、それ以上の中高年齢者に対する教育訓練というものが管理職、監督者あたりは別としますと十分に行われていないというものが実態でございます。そういう実態にかんがみまして、今回お願いしております法律改正で、企業に生涯訓練の理念に基づく段階的、体系的な訓練計画をつくっていただきます。その計画に基づく中高年齢者のための訓練というものを、広く助成の対象にしたいということでやっておりますわけでございます。

なお、新しい生涯訓練助成金の支給要件の問題でございますが、これはもう先生御指摘のとおりでございます。私もその助成金につきましましては、具体的にこれから審議会の意見を聞きながら詰めていく問題でございますが、中高年齢者の場合は、対象者がすでに相当の職業能力を持つておるといふ実態でございますし、またその訓練ニーズも多種多様なものでございますので、実質的に適切な訓練が助成できるように、画一的な固的な基準は避けまして、できるだけ弾力化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 次に、特定求職者雇用開発助成金について質問したいと思います。これは従来、臨時緊急のものや通常のものがあつた給付金と奨励金を統合いたしまして、通常の制度のみとし、緊急時における特例措置は、雇用状況がきわめて悪化した場合はその状況に応じて特例措置を講ずることができる、そのような道を開こう、こういう趣旨であらうと理解をいたします。しかし、特定不況業種や特定不況地域の労働者など、従来四十歳から救済の措置が講ぜられてまいりました手帳所持者などには、不安を持つ者が多いこともまた事実であらうと思えます。そこで、労働

省は衆議院社労委員会の段階で、緊急時の内容率拠については労働省は予断を持っておらず、関係審議会でも十分議論をしていただきたい、その場合の措置についても助成率の引き上げ、助成期間の延長、対象年齢の引き下げ等の方法がある、どういふ状況のときに、これらのうちのような措置をとるかにしても、関係審議会でも十分議論していただきたいと思つて、これが終始一貫した答弁であつたと思つております。

しかし、職安審の答申には、迅速かつ適切に対応することを求めております。そのときどきの情勢に即時対応するためには、私は直ちに職安審議会でも活動基準と措置内容をあらかじめ確立しておくことが必要ではないか、それがありませんと、検討に時間がかかつて緊急時の対応に間に合わないという結果を招くおそれがあると思つてございまして。この点に対する御見解と、特に三つの対応を例示しておられますけれども、再確認の意味でございしますが、対応の中には、たとえば不況業種手帳所持者については年齢を四十歳にすることも含まれると、こう理解してよろしいか、この二つについて伺います。

○説明員(守屋孝一君) まず四十歳の方から申し上げます。これにつきましては、現在の年齢別求人求職倍率から見まして、非常に大きく断層が出ますのは四十五歳が分岐点でございます。ですからこれはよほどの不況期といえますか、よほどの事態のない限り、私はこれからの高齢化社会に対応する給付金といたしましてそこを議論する余地は非常に薄いんじゃないかというふうに考えております。もともと、いまも先生もおっしゃいました対象者の範囲であるとか、助成率とか、助成期間、こういうことにつきましては、これは安定審議会でもできるだけ早く結論を得るように議論したいと思つておられますので、その結論を待つて一つの基準をつくりたいと思つております。ただ一言申し上げておきますが、この開発助成金というのは、景気が悪くなりかけたときに給付金じゃございせん。景気が悪くなりかけたときに

出る給付金は雇調金でございます。それから底に上つたときに出てくる給付金は就職促進手当であるとかあるいは保険金とか、こういうものでございまして、景気が若干上り坂になるときにでてくる給付金がこの特定求職者雇用開発助成金であらうというふうに考えております。したがって、できただけ早く対処するという趣旨には合うことにならうかというふうに存じております。

○柄谷道一君 一般論はそういうことであつたろうと思つたのです。ただたとえば繊維産業のような場合は地場産業を形成しているわけですね。したがって、全国的に言えば年齢別有効求人倍率は御指摘のとおりかもしれないが、状況によりましては特定地域に、特に中高年齢、いわゆる四十歳以上の雇用者について不安が生ずることはあり得ると思つておられます。私は、何もいまだういふときに発動せよということをお願いしているんじゃないんです、含まれるのかと聞いているんです。それを、よほどのことがなければ含まれませんという答弁ではなはだ不満です。局長どうですか。

○政府委員(関英夫君) 雇用情勢が悪化した場合の対処の仕方としては、先ほど来申し上げておりますし、また先生も御指摘になりましたように三点が考えられるわけでございます。給付の率、それから期間、それから対象者、それは年齢で言え、年齢を引上げていくことでございまして、それから、その三つの中に年齢問題はもちろんでございまして、その三つの中でございまして、私は、先ほど来の御意見を拝聴いたしておりました。機動的に遅滞なく手を打っていかうことだろと思つております。今回のように法律改正を要します場合は別といたしまして、法律が決まっておりますので、政省令なり支給要領、そういうものの変更によつて対処し得る仕方といたしまして、従来の中高年齢雇用開発給付金の場合も、時々の情勢に応じて、その都度その都度改定を加えて今日に来ておるわけでございます。そういう意味では、私どもいままでも雇用情勢に応じて機動的にやってきましたと

いうふうに考えておりますし、今後とも先生の御意見を踏まえまして、情勢に応じていたすに審議に時間をとることなく機動的に運用していくという心算を心がけていきたいと思つております。

○柄谷道一君 次に、景気の変動に伴う失業予防策としての雇用調整助成金について御質問したいと思います。

審議会は、現行の景気変動等指定業種、業種転換等指定業種の指定基準の統合を図るに当たり、要件の緩和を求めております。私は、現行の指定基準は景気変動によるものは最近三カ月の生産規模が一〇%以上の減、事業転換の場合は五%以上の減となつておりますけれども、これはかつての高度経済成長期から低経済成長期に移る際の落ち込みとしては適切な一つの基準であつたと思つてございしますが、現在の産業の実態に果たしてこれが適応しているかどうかには、大いに疑義を持つものでございまして。これに對しての緩和の方針をこの際明らかにしてもらいたいと思つております。

○政府委員(関英夫君) 景気変動の場合の生産量の増減の率のお話でございます。確かに高度成長期から石油危機を経て生産調整を行いました場合には、非常に大幅な生産調整ということが行われて、一〇%という基準でも非常にこの制度が活用されたという経緯があつたと思つておりますが、そういった減量経営を企業がいたしました後においては、非常に企業体質も引き締まつておりますので、景気が悪くなるからといって生産調整する余地が少なくなつてゐる面があるんじゃないかというところも言えるかと思つております。あるいは、傾向的にや調子の悪いような業種におきましては、徐々に徐々に生産量が落ちていくというふうなことがございまして、前年同期と比べて一〇%というところはないけれども、もっと長期に比べると非常に落ちてゐるというふうなところもあるかと思つております。いろいろな意味で、この一〇%についてはもう少し緩和すべきじゃないかというふうな御意見が審議会でも行われておつたところでございます。ただ、この法案提案までにとどまると

するかという御議論まで行われておりませんので、そういう点を含め、あるいはまた、全一日の休業のみを対象としているけれども、時間単位の休業も対象とすべきではないかという点も労働者側から出ております。そういう点も含め、さらに御議論を願って現状よりも緩和し、活用されやすい基準にしたいと考えております。

○柄谷道一君 いまの答弁の中にもあったんですが、慢性的な不況が続いて毎日数%づつ生産が落ち込んでおるといのは、従来の基準からするとこれは何ら適用にならなかったわけですね。こうした面の改善と基準の適正化、これについてもぜひ審議会で現実に適応するようにひとつ考えていただきたい。

それから第二には、いまも答弁の中に触れられましたけれども、休業の場合、一日単位の休業という方法ではなくて、全従業員が所定労働時間を一定時間短縮する、そのことによって景気変動に対応する、こういうケースも考えられてくると思ふんです。私はこれは当然この指定業種の基準の中に配慮されてしかるべき問題ではないかと、こう思っています。

この二つは局長うなずいておられますので、時間の関係から答弁求めません。

そこで、二つお伺いしたいんですが、一つは在職出向の場合どうか、これが一つです。

第二には、現在、事業転換は所管官庁の政策方針が一つの要件になっております。私は、放漫経営の場合は別としても、立法の精神に照らしまして、この所管官庁の政策方針という要件についてはその見直しと改善が必要ではないかと、こう思っています。この二つについて御質問いたします。

○説明員(守屋孝一君) いまの先生がおっしゃいました所管官庁の問題でございますが、これは、現在の業種指定の基準が二つございまして、その片方についているわけでございますが、これがどこまで一致せざるかということの絡みが出てくると思います。というのは、景気変動の方

は所管官庁云々ということとはございせんし、その基準がどこまで一致せざるかによって、こちら辺があとどう処理できるかという問題がありますので、この点審議会でさらにちよつと煮詰める点がございまして、はなはだ申しわけないんですが審議会マターということにさしていただきたいと思ひます。

それからもう一つの、在職出向の問題でございますが、これはわれわれ簡単にその在職出向という言葉を使っておりますけれども、その意味するところ、一体在職出向とは何かという定義が、これは実は審議会でも相当議論になりました。これももう一遍含めて、その出向の場合の扱いをどうするかというのを議論しようということでございます。したがって、その在職出向という言葉が、まあわれわれは平易に使っておりますが、いのかどうか、もう一遍こも一緒に議論しようということになっておるといことを御理解いただきたいと思ひます。

○柄谷道一君 私は時間の関係もありましたので、法案の内容、主要な点についてただしてまいりましたけれども、私は大臣、労働行政が果たさなければならぬ課題というのには余りにも多く、かつその内容はきわめて重要であらうと思うのでございまして、第四次雇用対策基本計画の目標である昭和六十年完全失業率一・七%以下、有効求人倍率一・〇達成のための積極的な雇用政策、雇用の創出と増大の問題、また、同じ基本計画による昭和六十年二十時間以内という労働時間短縮目標の推進と実現、及びワーク・シェアリングへの取り組みの問題、昭和六十年六十歳定年制の定着と六十代前半層の雇用確保政策の確立、また、三月三十一日私が予算委員会の分科会で質問したところでございまして、パート、派遣労働者など不安定雇用労働者対策の樹立、職業訓練体系の立体的整備及び職業紹介、職業安定事業の連携の強化の問題、国際障害者年を契機とした障害者に対する職業訓練と雇用促進の施策、労働災害の防止と労働保険の拡充など、労働者の安全確保のための

施策の拡充、男女雇用平等法や勤労婦人の母性保障の向上などの婦人対策、景気変動、産業構造改革に対応する雇用安定対策の充実、挙げれば一つ一つがきわめて重大な意味を持つわけでございます。しかし、これは何としてもなされねばならぬ諸課題でございます。

この問題に対する大臣の抱負と決意をお伺いいたしますとともに、特に最近、国際摩擦が非常に起きていますね。これの中には自動車等日本への輸出によって生ずる国際摩擦、化学素材産業、繊維産業などのように日本への輸入に対する国際摩擦、双方の面でこれ起きておるわけですね。ところが、私がこの政府の対応を見ておると、前面に立っておるのは外務省であり通産省なんです。この国際摩擦の中でいかにして日本の雇用の安定を図るか、この労働省の施策が前面に押し出されていらないことをはなはだ残念に思ふわけでございます。私は、労働省は事後処理官庁ではない、二流官庁であってはならぬ、こう思ふのであります。本堂に何よりも雇用の安定が大切だとすれば、こうした国際摩擦の前面に、労働省の雇用安定というものを基幹としたその方針が政府の中に強力に反映される、これが基本ではないかと思ふのでございまして。

この二つに対する大臣の明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(藤尾正行君) いま述べられました、私も労働省といたしまして果たさなければならぬ諸行政、こういっただけのものについて、どう進めていくかという御要望でございますけれども、きちっとやるべきことはきちっとやる、積極的姿勢をもちまして私どもの持つておりますあらゆる機関を全面的に、十二分に活用いたしましてその実現を図るということをやりたいと思ひます。

後段でお述べになりました貿易摩擦、両々相まってあるわけでございますけれども、こういった問題の解決に外務省あるいは通産省がいま前面に立ってやっておる、御指摘のとおりでございますけれども、こういった問題は外務省や通産省だ

けでやれる問題ではないわけでございます。これは内閣といたしまして国を挙げて取り組むべき問題でございますから、私も閣僚の一員といたしまして、そういった問題に労働問題という領域から取り組むことはもちろんでございますけれども、そういったことだけでなく、私が場合によれば第七ぐらゐの外務大臣になるかわかりませんが、あるいは場合によると第四ぐらゐの通産大臣になるかわかりませんが、いずれにいたしましてもそういった所管の人だけでやれるということではないというのをしっかりと心得まして、内閣としての力がフルに発揮されますようなそういう姿勢で問題の処理に取り組んでいきたい、かように考えております。

○委員長(片山基市君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉勉忠君 私は、ただいま可決されました雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する

衆浴場法の一部改正に関する請願(第一六一八号)

第一三三三号 昭和五十六年三月十三日受理
医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 福岡県久留米市合川町 吉田敬次
外百六十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一三三四号 昭和五十六年三月十三日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 福岡市中央区今泉一ノ二二ノ一〇
福岡県保育要求統一行動実行委員会
会内 秋吉富美江外九百九十九名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三三六号 昭和五十六年三月十三日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(四通)

請願者 東京都日野市多摩平五ノ二二ノ四
木内洋子外二千七百十六名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三三七号 昭和五十六年三月十三日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区萩中一ノ六ノ二 望月康雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第一三三八号 昭和五十六年三月十三日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区奥戸二ノ一一ノ一一
坂本勝茂外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第一三四〇号 昭和五十六年三月十三日受理

婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条改正等に関する請願

請願者 東京都大田区千鳥三ノ一四ノ四
多々良和子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一三四一号 昭和五十六年三月十三日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 福岡県久留米市荒木町藤田一、三
一五ノ一 田中春子外千五百七十七名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三五六号 昭和五十六年三月十三日受理

旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 秋田県山本郡山本町森岳木戸の沢
伊藤博造外四百三十八名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第一三五七号 昭和五十六年三月十三日受理

旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ二五山形
県旅館環境衛生同業組合内 後藤幹次外五百七十一名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第一三六二号 昭和五十六年三月十四日受理

老人医療有料化反対等に関する請願

請願者 和歌山市加納二六三 森本八重子
外二千九百二十一名

紹介議員 小笠原真子君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第一三六七号 昭和五十六年三月十四日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 長崎県杵岐郡浦町坪触一三
松永重法外二百六十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一三九六号 昭和五十六年三月十六日受理

健康保険制度、老人医療制度改悪反対等に関する請願

請願者 北海道室蘭市高砂町五ノ八ノ五
小川邦夫外二百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第一三九七号 昭和五十六年三月十六日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市上石原二ノ一七ノ七
日本社会福祉労働組合東京支部二
葉学園分會内 大橋重正外九百九十九名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十六年三月十六日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市豊平区福住一条三丁目 保原東一郎外千七百七十九名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四〇三号 昭和五十六年三月十六日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県多賀郡十王町友部三二二ノ一〇 藤田みよ外十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第一四二六号 昭和五十六年三月十六日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 新潟市東中野山六丁目 波多野和夫外三千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四二七号 昭和五十六年三月十六日受理

婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町下田尻八〇七
大下幾治郎外千二百四十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一四二八号 昭和五十六年三月十六日受理

婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 兵庫県川西市栄根宗近二二 矢立美代外千二百四十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一四二九号 昭和五十六年三月十六日受理

婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条改正等に関する請願

請願者 東京都練馬区桜台四ノ四ノ一 持木小夜野外二名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一四三三三号 昭和五十六年三月十六日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 千葉県柏市柏七ノ四ノ二二 杉森

一子外九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一四三三三号 昭和五十六年三月十六日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 富山県高岡市西町九ノ一九 橋本

重信外二百十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一四四三三号 昭和五十六年三月十六日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 石川県金沢市高島一ノ二六ノ一

伊勢路榮作

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

第一四五六号 昭和五十六年三月十六日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 山口県宇部市浜町五九 元永典枝

外二百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一四八五号 昭和五十六年三月十七日受理

婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 横浜市港南区野庭町三〇ノ一 堀

井佳子外四百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一四八六号 昭和五十六年三月十七日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県日立市幸町二ノ七ノ八 皆

川きよ外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三三号と同じである。

第一四八七号 昭和五十六年三月十七日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市北区上飯田北町四ノ七五

ノ三第二公園二ノ四二二 佐藤伸

也外五十五名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二七三三号と同じである。

第一四九五号 昭和五十六年三月十七日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都大田区羽田旭町一一 全国金

風労働組合東京地方本部在原製作

所支部内 佐藤泰外三百五十二名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四九六号 昭和五十六年三月十七日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市豊平区里塚八五〇ノ一〇

林豊外千九百九十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四九七号 昭和五十六年三月十七日受理

視覚障害者の雇用促進に関する請願

請願者 福岡県三井郡北野町高良 黒岩ト

キヲ外五百四十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第一五〇二二号 昭和五十六年三月十七日受理

視覚障害者の雇用促進に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ四九ノ二三

橋本清吉外四百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第一五二五号 昭和五十六年三月十八日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市上石原一ノ三一ノ一

〇 桜井孝三外四百七十四名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五三六号 昭和五十六年三月十八日受理

婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条改正等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区南田辺二ノ二ノ四

日高英子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一五三七号 昭和五十六年三月十八日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町二〇

二ノ四一 金田昌吉外百十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一五三八号 昭和五十六年三月十八日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市南区桜台町二ノ四七 坂

野直人外五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七三三号と同じである。

第一五三九号 昭和五十六年三月十八日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県笠間市笠間一、八九〇 田

中綱子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三三号と同じである。

第一五四〇号 昭和五十六年三月十八日受理

父子福祉年金に関する請願

請願者 神戸市中央区南本町六ノ一ノ八二

五 鈴木芳寿

紹介議員 前島英三郎君

父子福祉年金として、初年度は月額で第一子、千円を支給することとし（所得制限は児童扶養手当に準ずる）、毎年、千円づつを加算増額し、可能な限度まで引き上げられたい。

理由

(一)国は父子家庭に無援であるが、母子家庭には各種の援護があり、特に年金等のない者に児童扶養手当法により児童一人の場合月額で二万九千三百円（所得制限は母子二人で二百四十三万八千円）が支給される。よって、憲法及び児童福祉法の精神に基づき、法律を改正し父子家庭にも児童扶養手当の支給を希望したところであるが、その費用が多額になるため代替策として父子福祉年金を望むものである。(二)昭和五十三年、大阪府社協の父子家庭実態調査によると、困窮ことは家事六割、育児五割で月収十八万円未満は五割となつて

いる。(三)母子に絶対的でない不可欠と言われているにもかかわらず、その母のいない父子家庭の子には無対策である。

第一五四一号 昭和五十六年三月十八日受理

医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町樋口 渡部将

外百八十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一五五八号 昭和五十六年三月十八日受理

身体障害者に対する国民年金法等改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手

名 盛君

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一二四二号と同じである。

第一五五九号 昭和五十六年三月十八日受理

旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 岐阜市美江寺町一ノ一六岐阜県旅館環境衛生同業組合内 山岡良男

外二百八十名

紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第一五六〇号 昭和五十六年三月十八日受理

身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手

名 盛君

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一二三七号と同じである。

第一五六一号 昭和五十六年三月十八日受理

労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手

名 盛君

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一五六二号 昭和五十六年三月十八日受理

婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条改正等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市相武台団地二ノ

一ノ八ノ三一 古川節子外一名

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一五八二号 昭和五十六年三月十八日受理

視覚障害者の雇用促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市南仙北一ノ一九ノ五

一橋本明子外五百五十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第一五八三号 昭和五十六年三月十八日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都渋谷区桜丘八ノ一一 阿部

あやめ外千七百三名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五九九号 昭和五十六年三月十九日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(九通)

請願者 高知市北本町二ノ一二二 川村

美喜枝外百三十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第一六〇二号 昭和五十六年三月十九日受理

婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 横濱市鶴見区獅子ヶ谷町一、〇八

八ノ一六 鷲田貴子外四百九十九

名 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一六〇三号 昭和五十六年三月十九日受理

視覚障害者の雇用促進に関する請願

請願者 埼玉県所沢市旭町一〇ノ七 浅見

哲夫外五百四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第一六一六号 昭和五十六年三月十九日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市中新井二ノ六七六

佐藤勝三郎外九百九十九名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六一七号 昭和五十六年三月十九日受理

健康保険、老人医療等の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市東区猪高町猪子石如来

道一〇七 吉村建太外三十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一六一八号 昭和五十六年三月十九日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町菅谷三、四〇

〇 横須賀良子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一六五二号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大

幅増額等に関する請願(第一六八一号)

一、医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願(第一六九一号)

一、婦人の働く権利を確保するため労働基準法

第三条改正等に関する請願(第一六九二号)

一、労働者災害補償保険法の改善に関する請願

(第一六九三号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願

(第一六九四号)

一、身体障害者に対する国民年金法等改善に関

する請願(第一六九五号)

一、婦人の働く権利を確保するため労働基準法

第三条改正等に関する請願(第一七一六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公

衆浴場法の一部改正に関する請願(第一七四

七号)

一、婦人の働く権利を確保するため労働基準法

第三条改正等に関する請願(第一七七〇号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公

衆浴場法の一部改正に関する請願(第一七七

二号)(第一七七七号)

一、婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関す

る請願(第一七七八号)

一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第一七九

五号)

一、労働者災害補償保険法の改善に関する請願

(第一七九六号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願

(第一七九七号)

一、身体障害者に対する国民年金法等改善に関

する請願(第一七九八号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大

幅増額等に関する請願(第一八一〇号)

一、婦人の働く権利を確保するため労働基準法

第三条改正等に関する請願(第一八六二号)

一、父子福祉年金に関する請願(第一八六六

号)

一、国民健康保険制度の抜本的改革に関する請

願(第一八七一号)

一、障害者対策の充実に関する請願（第一八七二号）

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願（第一八八一号）

一、腎臓病の予防、治療対策の拡充と患者の生活保障対策の改善に関する請願（第一八八二号）

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願（第一八八九号）

一、婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願（第一九〇一号）

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願（第一九〇六号）（第一九三六号）

一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第一九三七号）

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願（第一九三八号）

一、婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三條改正等に関する請願（第一九四九号）
一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願（第一九五三号）

第一六五二号 昭和五十六年三月二十日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県勝田市長砂一〇三 永井登美外十四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第一六八一号 昭和五十六年三月二十日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 福岡市中央区今泉一ノ二二ノ一〇 福岡県保育要求統一行動実行委員会
会内 秋吉富美江外二百十五名
紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九一号 昭和五十六年三月二十日受理
医療従事者の大幅増員・医療改善に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市錦田町三二四 細井美恵子外二百二十五名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第一六九二号 昭和五十六年三月二十日受理
婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三條改正等に関する請願（二通）

請願者 東京都町田市三輪町三一ノ一六 小林圭子外一名
紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一六九三号 昭和五十六年三月二十日受理
労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 埼玉県加須市志多見二、〇六九 野本重次外十名
紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一六九四号 昭和五十六年三月二十日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 埼玉県加須市志多見二、〇六九 野本重次
紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一二三七号と同じである。

第一六九五号 昭和五十六年三月二十日受理
身体障害者に対する国民年金法等改善に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡塩谷町大宮一、一五二 安藤忠男外二十二名
紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一二四二号と同じである。

第一七一六号 昭和五十六年三月二十日受理
婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三條改正等に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ四二ノ一九 島袋敏子
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一七四七号 昭和五十六年三月二十三日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七ノ三八 中山玉江外十五名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第一七七〇号 昭和五十六年三月二十三日受理
婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三條改正等に関する請願

請願者 川崎市幸区小倉九七五 渡部信子
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一七七一号 昭和五十六年三月二十三日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原六六九 加藤基子外十四名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第一七七七号 昭和五十六年三月二十四日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市石川三ノ四、一八一 菊地しん外十五名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第一七七八号 昭和五十六年三月二十四日受理
婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 神奈川県横浜市中区太田二ノ一ノ六 永島澄子外四百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一七九五号 昭和五十六年三月二十四日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里山川町一ノ三九 護得久和子外六百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第一七九六号 昭和五十六年三月二十四日受理
労働者災害補償保険法の改善に関する請願

請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川栄一外二十名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一七九七号 昭和五十六年三月二十四日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川栄一外十名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二三七号と同じである。

第一七九八号 昭和五十六年三月二十四日受理
身体障害者に対する国民年金法等改善に関する請願

請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川栄一外十名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二四二号と同じである。

第一八一〇号 昭和五十六年三月二十四日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 京都市左京区静海市原町一、一三
六京都私立保育所労働組合市原野
分會内 堂本あけみ外千九百九十
九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八六二号 昭和五十六年三月二十五日受理
婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条
改正等に関する請願(二通)

請願者 東京都目黒区目黒一ノ八ノ八飯
野トミ方 男沢真理子外十一名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一八六六号 昭和五十六年三月二十五日受理
父子福祉年金に関する請願

請願者 神戸市中央区若葉通六ノ四ノ一
父子家庭の会内 相山政治

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一五四〇号と同じである。

第一八七一号 昭和五十六年三月二十五日受理
国民健康保険制度の抜本的改革に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

国民健康保険制度は、経済の低成長下、その財政
が、老人医療、高額医療費等の激増によつて、極
めて困難な事態に直面し、制度そのものの存続す
ら危惧される現状である。一方、国民診療施設の
多くは、医師確保に苦慮し、不採算地区にあつて
維持運営は、ますます困難をきわめ、このまま推

移するならば、地域医療の崩壊は必至である。よ
つて、国保財政の安定、地域医療の確保等、関係
諸制度の抜本的改革を即時断行されたい。

第一八七二号 昭和五十六年三月二十五日受理
障害者対策の充実に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

我が国には、約三百五十万人の障害者がいると推
定されており、しかも見逃がせないのは、病気の
ほかに交通事故、労災事故、災害等が原因で、こ
の十年間に身体障害者だけでも六十六万人も激増
しつつあるという事実である。本年は、国連が決
めた国際障害者年であり、この意義深い年を契機
に、障害者の社会参加と平等の実現を飛躍的に進
め、福祉国家として一層の充実を図らねばならな
い。ついで、障害者に対する更生医療、補装
具、日常生活用具の給付等の援護措置はもとより、
心身障害者雇用対策の充実を期するよう強く要
望する。

第一八八一号 昭和五十六年三月二十六日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 東京都足立区花畑五ノ一五ノ六五
ノ四〇五 平川清外百名

紹介議員 宇都宮徳馬君

再び被爆者をつくらない決意をもつて、次の事項
を中心とする被爆者援護法を速やかに制定された
い。

一、原爆被害への国の補償責任を認め、再び被爆
者をつくらぬ決意を趣旨とすること。

二、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負
担で行うこと。

三、被爆者全員に被爆者年金を支給し、特に障害
をもつ者には障害年金を支給すること。

四、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給

すること。

理由

昭和二十年八月六日広島に、九日長崎にアメリカ
が投下した原子爆弾で両市は一瞬にして根こそぎ
破壊され、三十万人近い人々が殺され、生き残つ
た数十万人の被爆者は、「体・暮らし・心」の苦し
みと闘いながら、ひたすら「広島・長崎を繰り返さ
せない」とことを願つて生きてきた。国が起こし
た戦争のなかで、人道に許し難い核兵器の被害の
ために今なお苦しみを続けている被爆者とその遺族
に対し、国は国家補償の精神に基づき被爆者援護
法を直ちに制定すべきである。被爆者援護法制定
の要求と「核兵器のない平和な世界をつくらう」と
の願いは、今や広範な国民の声となつてゐる。

第一八八二号 昭和五十六年三月二十六日受理
腎臓病の予防、治療対策の拡充と患者の生活保障
対策の改善に関する請願

請願者 愛知県豊橋市石巻本町大清水二六
ノ三〇 山口貞治外三千七百五十
六名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第一八八九号 昭和五十六年三月二十六日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 福島県喜多方市三丁目四、八〇一
奥トキイ外三千名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九〇一号 昭和五十六年三月二十六日受理
婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願

請願者 石川県鹿島郡鹿島町能登部上 丹
後みよ子外二千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一九〇六号 昭和五十六年三月二十六日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願
(二通)

請願者 山梨県南巨摩郡南都町本郷六、五
三一 遠藤善作外二千九百九十名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九三六号 昭和五十六年三月二十六日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町七ノ三ノ三
三ノDノ三 松原治美外千七百三
十名

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九三七号 昭和五十六年三月二十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市石川町一ノ四、〇一
三ノ七 岩間ハマ外十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三三号と同じである。

第一九三八号 昭和五十六年三月二十六日受理
原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 静岡県湖西市岡崎一、一一六ノ二
六 伏見都外四千名

紹介議員 鈴木 一弘君

原子爆弾被害者等のため、国家補償の精神に立
ち、次の事項を含む被爆者援護法を直ちに制定さ
れたい。

一、全額国庫負担による健康管理と療養の給付を
行うこと。

二、被爆者全員に被爆者年金を支給すること。

三、被爆者の遺族に遺族年金を支給すること。

四、身体障害をもつ被爆者に障害年金を支給する

こと。

五、入院・通院・自宅療養中の被爆者に療養手当を支給すること。

六、生活困窮の被爆者に生活手当を支給すること。

七、介護を必要とする被爆者に介護手当を支給すること。

八、死没した被爆者に対して弔慰金と葬祭料を支給すること。

九、被爆者の子・孫で本人及び保護者の希望があった場合は、本法を準用すること。

理 由

昭和二十年八月六日広島に、続いて九日長崎にアメリカが投下した二つの原子爆弾で両市は一瞬にして壊滅し、三十万人近い人々が殺され、生き残った三十七万人の被爆者は、「命・暮らし・心」に深い傷を負った。しかし、被爆者は生き残った意味を、「広島・長崎を繰り返させない」ことに求め、核兵器のない世界実現への願いをこめて、苦しみと闘いながら生き抜いてきた。アメリカの原爆投下から始まった核軍拡競争はとどまることを知らず、今世界には、人類が何十たびも滅ぶほどの核兵器が蓄えられている。世界最初で唯一の原爆被害を経験した我が国は、再び被爆者をつくらせないため、核兵器廃絶と被爆者援護のために全力を尽くす厳粛な責務がある。核兵器廃絶への決意をこめて、核兵器の恐ろしさを世界に知らせ、高齢化とともに一層ひどくなつた被爆者の苦しみを、少しでも和らげるために、国家補償の精神に立ち、被爆者の願いに真にこたえる被爆者援護法が、制定されなければならない。援護法制定に要する財源は、日本被団協の試算によれば千五百億円程度であり、今日の国家予算の規模を考えると、百億円程度であり、今日の国家予算の規模を考えると、百億円程度であり、今日の国家予算の規模を考えると、百億円程度であり、今日の国家予算の規模を考えると、百億円程度である。

第一九四九号 昭和五十六年三月二十六日受理 婦人の働く権利を確保するため労働基準法第三条

改正等に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越四ノ二、一三三 相馬章子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

第一九五三号

昭和五十六年三月二十六日受理 原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願 請願者 岩手県盛岡市松園一ノ八ノ一四 沢藤勲外一万六千八百九十五名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

四月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項各号中「昭和五十五年度」を「昭和六十年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第四号中正誤

ペジ 段 行

三 二 終わり

三 二 終わり

八 二 三 特会

二 一 三 四十六

五 二 終わり

三 二 終わり

事 際

第五号中正誤

ペジ 段 行

六 一 三 下 げ

七 四 終わり

二 四 終わり

誤

正

昭和五十六年四月二十三日印刷

昭和五十六年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局